

困難な問題を抱える女性への
支援のための施策の実施に関する
東京都基本計画（案）

令和 6 年 3 月

東京都

目次

第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

1	基本的な考え方	1
2	都の計画策定に当たってのポイント	4
3	施策の対象者	4
4	都及び区市町村の役割分担と連携	5
5	支援に関わる関係機関等	7

第2章 都における困難な問題を抱える女性への支援の現状

1	女性相談支援センターの現状	11
2	女性相談支援員の現状	15
3	女性自立支援施設の現状	19
4	関係機関の現状	20
5	配偶者からの暴力防止対策等の現状	21

第3章 計画の目指す5つの基本目標	22
-------------------------	----

第4章 都における困難な問題を抱える女性への支援に関する取組

1 困難な問題を抱える女性への支援の基本的な考え方	22
2 都における困難な問題を抱える女性支援に関する課題及び今後の取組	23
(1) 対象者の把握から地域での自立	24
(2) 本人の意思や意向の尊重	41
(3) 同伴児童への支援	44
(4) 若年女性への支援	46
(5) 困難な問題を抱える女性の支援基盤、 関係機関との連携・協働	50
3 推進体制	60
4 評価と公表	60

資料編

1 「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する計画」に 関する調査及びヒアリング(概要)	61
2 東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基 本的な計画検討委員会設置要綱	62
3 東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基 本的な計画検討委員会委員・幹事名簿	63

第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

1 基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

- 我が国では、「女性であることに起因する生活困難」に着目した福祉的な支援のための施策は、これまで昭和31年に制定された「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法に基づいて、婦人保護事業として進められてきました。
- しかしながら、売春防止法に基づく婦人保護事業は、「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子」と定義される「要保護女子」の「保護更生」を目的とするものであり、困難な問題に直面している女性の人権の擁護・福祉の増進や自立支援等の視点は不十分なものでした。
- 社会経済状況の急激な変化とともに、女性の支援ニーズも多様化してきましたが、婦人保護施策は、国の通知により対象者を拡大する対応にとどまっていました。
- その後、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の施行（平成13年）（以下「配偶者暴力防止等法」という。）、「人身取引対策行動計画」の策定（平成16年）、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改正（平成25年）等により、対象者が拡大等されましたが、売春防止法が抜本的に見直されることはありませんでした。
- さらに、時代が進む中、女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力や性的虐待、性的搾取等による性的な被害、家庭関係の破綻など複雑化、多様化、複合化したことから、売春防止法に根拠を置き施策を展開することについて、制度的な限界が指摘され、新たな女性支援を展開することが喫緊の課題となっていました。
- 東京都においては、昭和32年に、現在の東京都女性相談支援センターの前身となる東京都婦人相談所が発足し、以降、区市町村に配置された婦人相談員、婦人保護施設とともに、東京都における女性支援の中核としての役割を担ってきました。
- 現在、全区市、都の西多摩福祉事務所や支庁に婦人相談員が配置されていることや、都内に5つの婦人保護施設が設置されていることは、東京の女性支援体制の特徴となっています。
- また、都内では、配偶者等からの暴力等の被害者や性暴力や性的虐待、性的搾取等による性的な被害者、生活困窮者、若年女性、特定妊婦、外国籍の方等に対して、多様な民間団体がニーズに合わせた支援を行っています。
- 近年、国内有数の繁華街を抱える東京においては、とりわけ、困難な問題を抱える若年女性への対応が課題となり、これまでの枠に留まらない若年女性のニーズに合わせた支援を提供するため、都は、民間団体と協働し、SNSを活用した相談や、繁華街での声掛け、一時的な居場所の提供等に取り組んできました。

- このような状況の中、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的」として、売春防止法に代わる新たな法律「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「法」という。）が令和４年５月に成立し、令和６年４月に施行されることとなりました。
- 法では、基本理念として、「女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること」「困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること」「人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること」を掲げています。
- また、令和５年３月には、法第７条第５項に基づき「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が公示されました。
- 本計画は、法や基本方針を踏まえ、東京都における困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開していくために策定しました。

(2) 計画の位置づけ

- 法第8条第1項に基づく、都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画として策定しています。
- 「東京都男女平等参画推進総合計画」等の関連する計画と整合性を図っています。
- 令和3年3月に策定した明るい未来の東京を切り開くための都政の新たな羅針盤「未来の東京」戦略」の趣旨を踏まえて策定しています。

(3) 計画の期間

- 本計画の期間は、令和6年度から10年度までの5年間です。

(4) 計画の理念

- 本計画では、以下の理念を掲げ、困難な問題を抱える女性への支援を推進していきます。基本理念の実現に向けて、第3章で5つの基本目標を掲げています。

困難な問題を抱える女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とし、困難な問題を抱える女性が、本人の意思が尊重されながら、安全にかつ安心して自立した生活を送ることができる東京の実現

2 都の計画策定に当たってのポイント

(ポイント1)

- ✓ 東京都女性相談支援センター¹と東京都女性相談支援センター多摩支所、全区市・都の西多摩福祉事務所や支庁に配置されている女性相談支援員、5か所の女性自立支援施設²を軸とした支援基盤の充実・強化、医療機関・警察等の関係機関や多様な支援を提供する民間団体等と連携・協働した支援体制の構築

(ポイント2)

- ✓ 日本有数の繁華街を複数抱える東京ならではの若年女性への対策を関係機関と連携し、より一層充実

(ポイント3)

- ✓ 当事者や区市町村、女性自立支援施設、民間団体等に対して幅広く調査・ヒアリングを行い、把握した意見も踏まえて計画を策定

3 施策の対象者

法では、困難な問題を抱える女性を「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」としています。

本計画では、法が規定する困難な問題を抱える女性及び一時保護の同伴児童等を施策の対象としています。

¹ 「東京都女性相談センター」は令和6年4月以降「東京都女性相談支援センター」に名称変更されるため、本計画では、「東京都女性相談センター」を「東京都女性相談支援センター」と表記

² 令和6年4月以降の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行後の名称として、本計画では、婦人相談所は女性相談支援センター、婦人相談員は女性相談支援員、婦人保護施設は女性自立支援施設と統一して表記

4 都及び区市町村の役割分担と連携

(都の役割)

- 困難な問題を抱える女性への支援に関して中核的な役割を果たすものとして、基本方針に即して基本計画を策定すること等を通じて、地域の実情に応じて、それぞれの地域特性を考慮しながら、計画的に、地域のニーズに応じた施策を検討・展開していきます。
- 法の趣旨を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに支援を行う者の活動の連携及び調整を図ります。
- 段階的・重層的な支援を行っていくため、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援の在り方を検討するとともに、地域内の女性支援の実施状況や実施体制を把握し、女性相談支援センターの設置、女性相談支援員の配置、女性自立支援施設の設置状況を検証していきます。
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体との協働による女性支援を通じ、困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられる体制を整備していきます。
- 広域的な観点から、区市町村が実施する困難な問題を抱える女性への支援が円滑に進むよう、区市町村における基本計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供、区市町村のニーズを踏まえた包括的な支援の展開等、区市町村に対する支援を行うとともに、区市町村の取組状況を把握し、格差が生じないよう必要な取組を働きかけていきます。

(区市町村の役割)

- 支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たすとともに、困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、ひとり親福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体です。支援の主体でもあることから、支援に必要な制度を所管する庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供します。必要な場合は適切に都や他の区市町村、関係機関等につなぎ、かつ、つないだ先の自治体等と連携して支援を行うなど、関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮します。
- 庁内での情報連携及び支援方針の決定が円滑に行われるよう、関連部署が参加する会議の開催等の工夫に努めます。
- 基本方針に即して基本計画を策定するよう努めるとともに、女性相談支援員を置くよう努めます。
- 区市町村内における、困難な問題を抱える女性への支援窓口の周知等に努めるほか、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体と協働しての女性支援を積極的に担うことに努めます。

(都及び区市町村共通の役割)

- 都と区市町村が単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者により構成される支援調整会議を組織するよう努めます。
- 国による調査研究や研修等、予算事業等も活用しつつ、困難な問題を抱える女性への支援に係る施策の普及・啓発、効果的な支援の手法等に関する調査研究の推進、支援に係る人材の確保や養成及び資質の向上並びに女性支援を行う民間団体の安全かつ安定的な運営の援助に努めます。

5 支援に関わる関係機関等

(1) 女性相談支援センター

東京都女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性支援の中核機関として、対象者に適切な支援を提供しています。また、女性相談支援員、女性自立支援施設や民間団体等に対して、支援が難しいケースへの助言を行うとともに、支援力向上のための研修を実施するなど、支援者側を援助する役割も担っています。

区部は東京都女性相談支援センターが、市町村部は女性相談支援センター多摩支所が所管しています。

新たな法律では、女性相談支援センターの業務として「本人の意向を尊重しながら最適な支援を実施」することが明記されたことを踏まえ、令和6年4月から名称を「女性相談センター」から「女性相談支援センター」に変更しました。

女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性及びその同伴児童等を支援するため、主に以下の支援を行います。

[主な支援内容]

- ✓ 支援対象者の立場に立って相談に応じ、相談を行う機関を紹介
- ✓ 支援対象者及び同伴家族の安全確保及び一時保護を実施
- ✓ 支援対象者の抱える問題やその背景、心身の状況等を適切に把握するためのアセスメントを行い、本人の意向を尊重しながら最適な支援を実施
- ✓ 支援対象者の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助等を実施
- ✓ 同伴児童に対して、児童の状況に応じて、学習支援を実施
- ✓ 支援対象者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整を実施
- ✓ 支援対象者が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助実施
- ✓ 女性自立支援施設への入所・退所を決定

(2) 女性相談支援員

女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性の発見に努め、女性の立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて、本人の意向を尊重しながら必要な援助を行う職員です。

法では、都道府県には女性相談支援員を置くものとされ、区市町村は女性相談支援員を置くよう努めるものとなっています。

都では、女性相談支援センターに女性相談支援員を設置して、電話等による相談や女性自立支援施設入所者の支援等を行っています。

区市町村の女性相談支援員は、支援対象者にとって、地域における支援の入り口であり、最も身近な相談者です。

都では、全区市が女性相談支援員を配置しています。また、町村部においては、都が西多摩福祉事務所及び支庁に女性相談支援員を配置しており、女性の相談に応じています。

法を踏まえ、女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性を支援するため、主に以下の支援を行います。

【主な支援内容】

- ✓ 支援対象者が適切な支援を受けられるよう、丁寧なヒアリングによるアセスメントを行い、支援対象者の意思決定を支援し、必要に応じて関係機関と連絡調整を実施
- ✓ 区市や西多摩福祉事務所、支庁の女性相談支援員は、支援対象者にとって最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援への入り口の役割を果たすとともに、支援対象者に寄り添いながら、支援に必要となりうる児童福祉、ひとり親福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施機関等と連携して、本人のニーズに照らし、戸籍や住民票の発行、転出入手続、各種手当の受給に係る手続、公営住宅への入居、児童の養育に関する支援、各種福祉サービスの調整等のコーディネート及び同行支援等を行い、関係部署と連携して支援対象者を適切な支援につなげる役割を有し、継続した支援を実施
- ✓ 区市や西多摩福祉事務所、支庁の女性相談支援員は、一時保護や女性自立支援施設の利用等を要する者に関して、都との連絡調整を実施
- ✓ 都(女性相談支援センター)の女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性への支援の中核を果たす機関に属する者として、支援対象者にとって適切な生活の場で適切な支援を受けられるよう、支援対象者の意思決定を支援するとともに、関係機関との連絡調整を実施。また、生活の場となる施設の目的、役割及び支援の内容について支援対象者に説明した上で、本人の意向を踏まえて一時保護や女性自立支援施設等の利用の調整を実施

(3) 女性自立支援施設

女性自立支援施設は、様々な困難な問題を抱えた女性を対象に、心と身体の健康や権利の回復を図り、安定して自立した生活ができるよう中長期的な支援を行う重要な機関です。

入所者には、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害を受けている方も多く、心身の健康等の回復には、時間を要する場合があります。女性自立支援施設は、安心できる環境で本人の状況に応じた回復支援を行います。

都内には、5か所の女性自立支援施設が設置されており、千葉県には、全国から入所できる女性自立支援施設があります。

法を踏まえ、女性自立支援施設は、主に以下の支援を行います。

[主な支援内容]

- ✓ 困難な問題を抱える女性の入所を受け入れて、その保護を実施
- ✓ 入所者の心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を実施
- ✓ 自立の促進のためにその生活を支援
- ✓ 入所中に自分らしく生活できるようなプログラムを提供
- ✓ 入所者が同伴した児童に対する学習及び生活、遊びに関する支援を実施
- ✓ 入所者が同伴した児童の発達支援及び母子関係安定のための支援を実施
- ✓ 退所者に対して相談その他の援助を実施

(4) 民間団体等

都内には、独自の支援を実施している民間団体等が存在しており、その特色である柔軟性のある支援や、これまでの活動の中で蓄積された知見、育成されてきた人材等は、困難な問題を抱える女性への支援を行う上で、重要です。

民間団体等は、SNS等を活用した相談支援やアウトリーチ³による早期把握、居場所の提供、女性相談支援センターや児童相談所、医療機関や警察等の支援に係る機関への同行など、各団体の特色を生かした活動により、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援を実施しています。

³ 本計画では、民間団体等による支援や東京都立（総合）精神保健福祉センターにおける支援において「アウトリーチ」という言葉を使用しています。支援する側が巡回や訪問、ICTの活用等により困難な問題を抱える女性に声をかけ、支援につなぐ取組を「アウトリーチ」としています。

(5) その他の関係機関

女性が抱える困難な問題は、性的な被害、親族や配偶者等からの暴力や虐待、経済的な困難、障害、住居問題等多岐に渡っており、ひとりの女性が複合的に問題に直面しているケースも多数あると想定されます。

また、女性が自らの住所地から離れた場所で保護される場合もあるため、支援を行う自治体間の緊密な連携が必要です。

(困難な問題を抱える女性を支援する関係機関の例)

児童相談所、東京ウィメンズプラザ、自治体の配偶者暴力相談支援センター、
区市町村（福祉事務所、子供家庭支援センター、母子・父子自立支援員、女性支援担当
部局、障害保健福祉部局、男女共同参画主管部局等）、
母子生活支援施設、更生施設、宿所提供施設、無料低額宿泊所、自立援助ホーム、
民間団体、警察、裁判所、日本司法支援センター、弁護士、学校（幼稚園を含む）、教
育委員会、保育園、医療機関、保健所、精神保健福祉センター、区市町村保健センター、
性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター、男女共同参画センター
職業紹介機関、職業訓練機関、障害福祉サービス事業所、
その他社会福祉サービス関係者等、
生活困窮者自立相談支援機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員

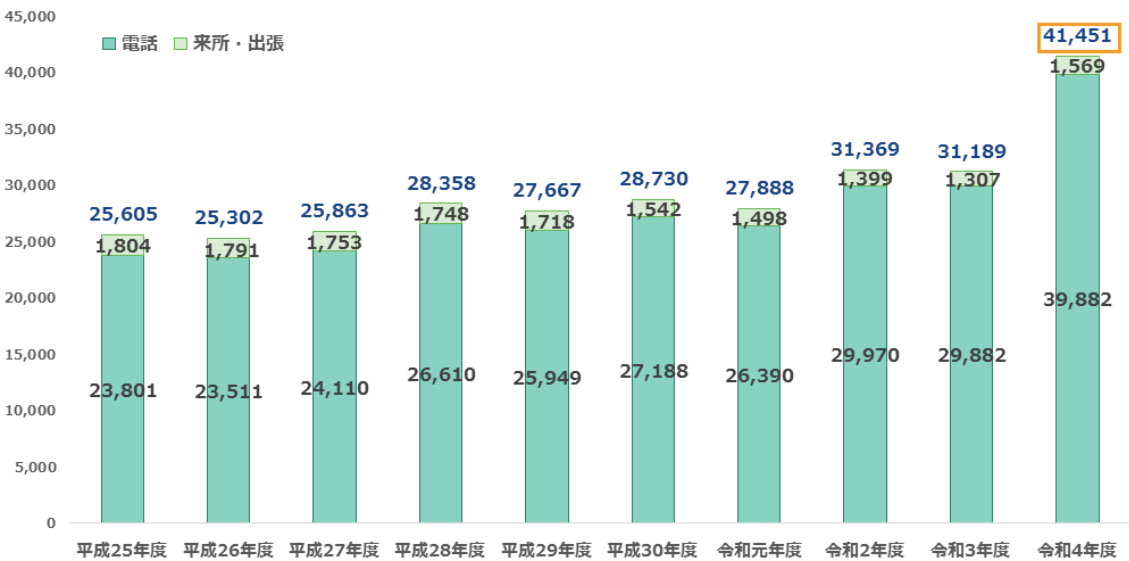
第2章 都における困難な問題を抱える女性への支援の現状

1 女性相談支援センターの現状

(1) 女性相談支援センターの電話及び来所・出張相談数（実数）の推移

令和4年度は電話相談の受付時間を延長したこともあり、電話相談の件数が大幅に増加しています。

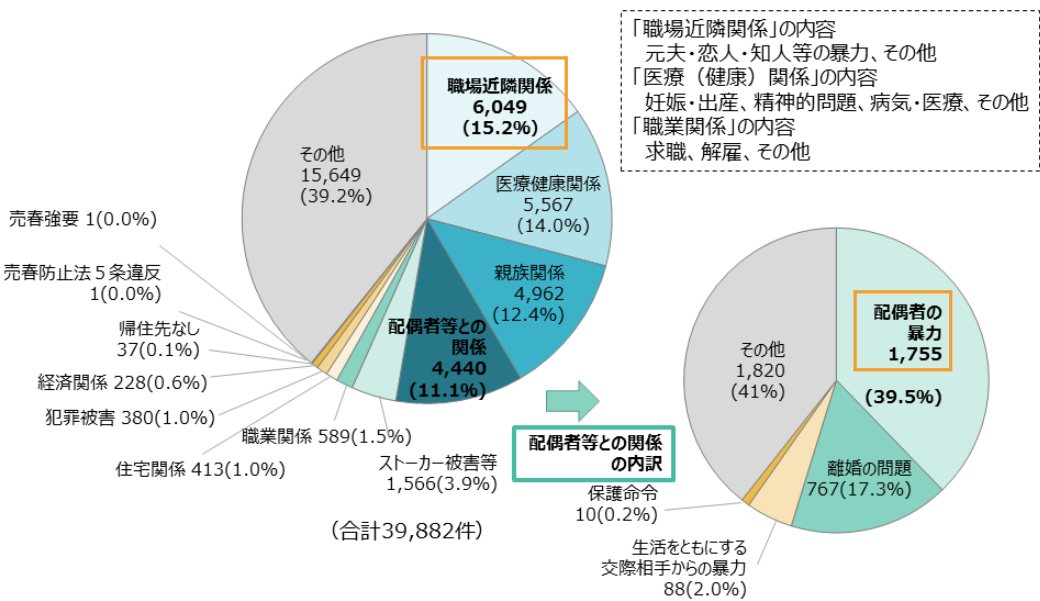
(図表1)



(2) 女性相談支援センターが受け付けた電話相談の内容（令和4年度）

「職場近隣関係」が15.2%、「医療（健康）関係」が14%となっています。その他には、近況報告等が含まれています。

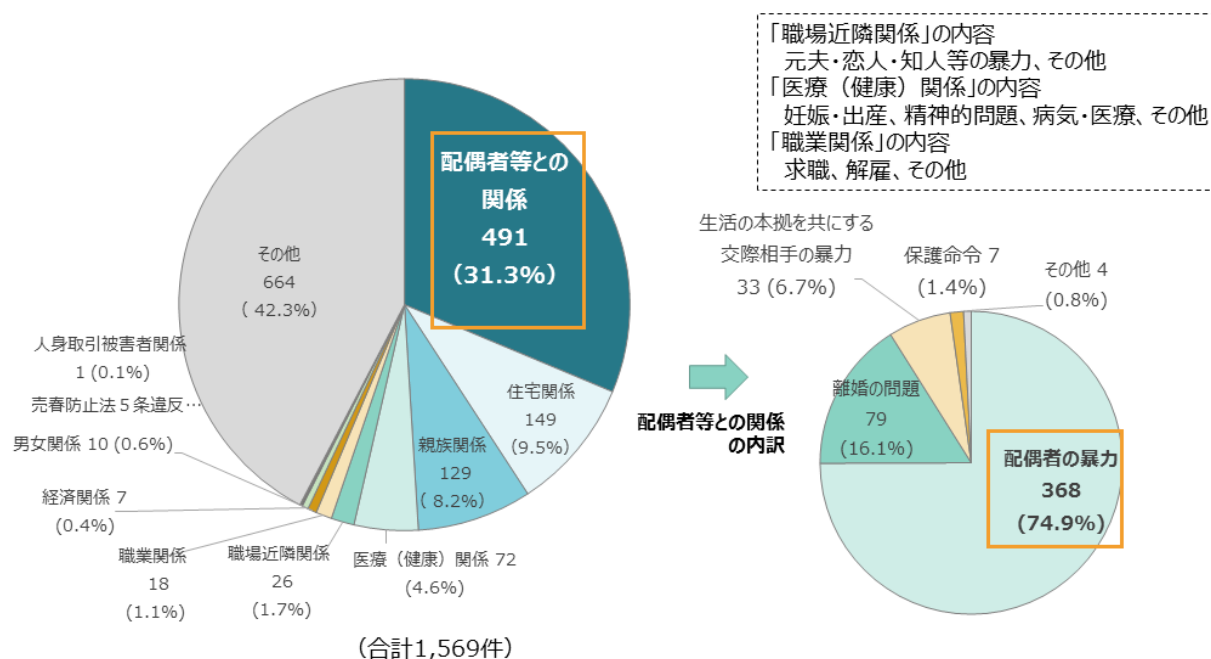
(図表2)



(3) 女性相談支援センターが受け付けた来所・出張相談の内容（令和4年度）

「夫婦関係」が31.3%、「住宅関係」が9.5%となっています。その他には、女性自立支援施設へ入所中の方への出張相談等が含まれています。

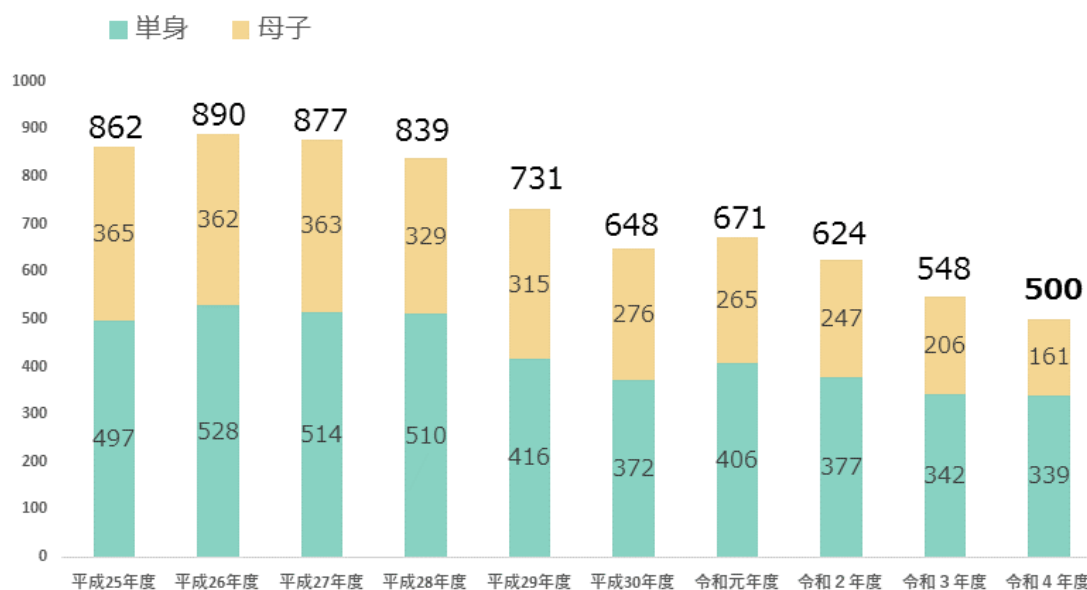
（図表3）



(4) 女性相談支援センターが行った一時保護件数（実数）の推移

一時保護の件数は減少傾向となっています。

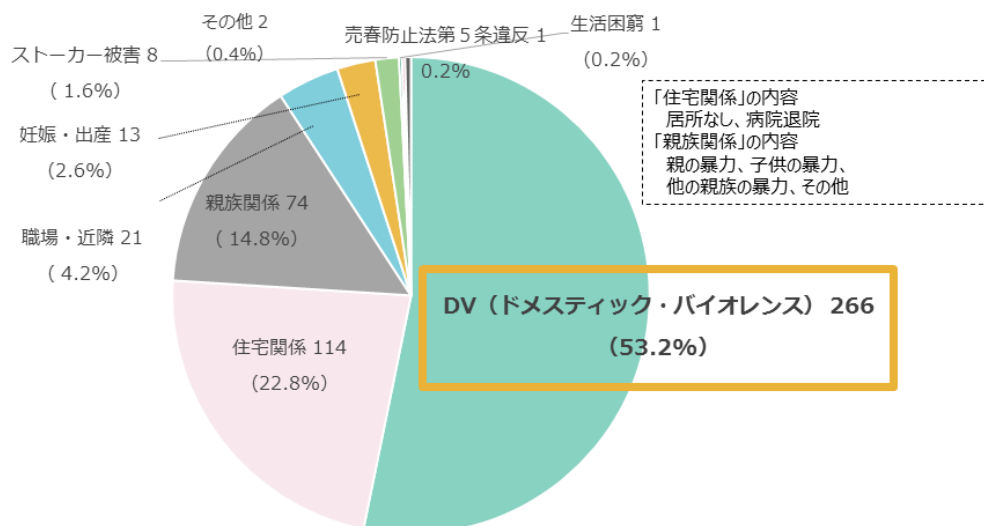
（図表4）



(5) 女性相談支援センターが行った一時保護の理由（令和4年度）

「DV（ドメスティック・バイオレンス）」が最も多く、次いで「住宅関係」となっています。

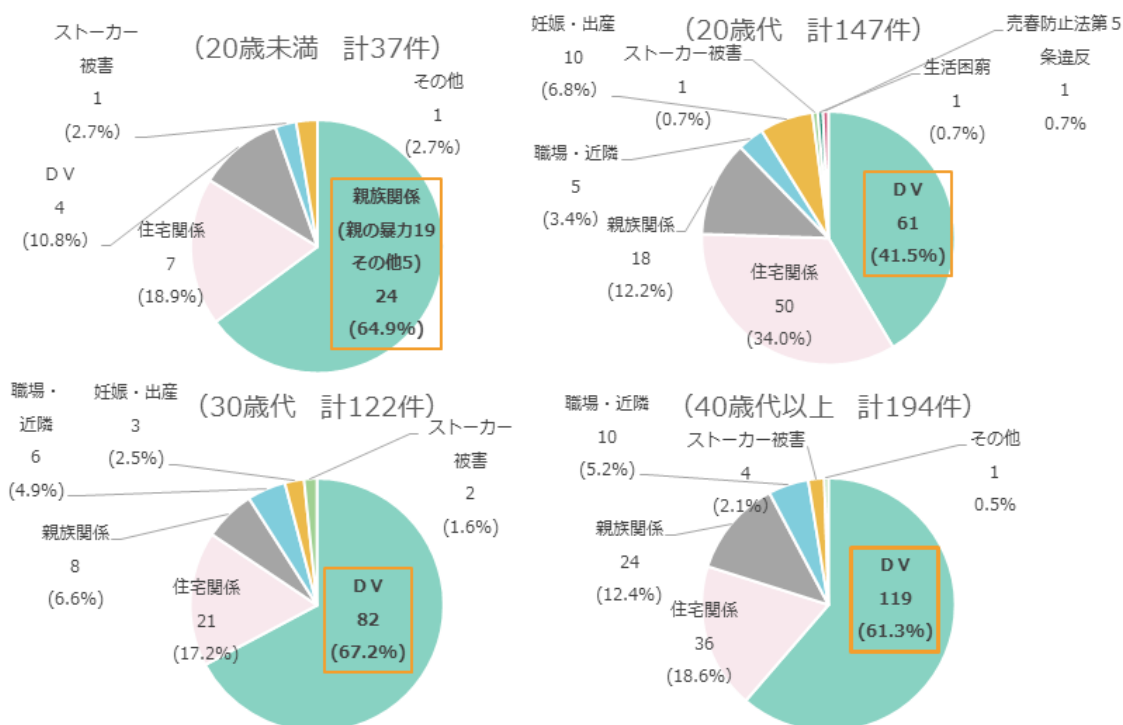
（図表5）



(6) 女性相談支援センターが行った一時保護の理由（年代別）（令和4年度）

20歳未満では「親の暴力」が多く、それ以外の年代では「DV（ドメスティック・バイオレンス）」が最も多くなっています。

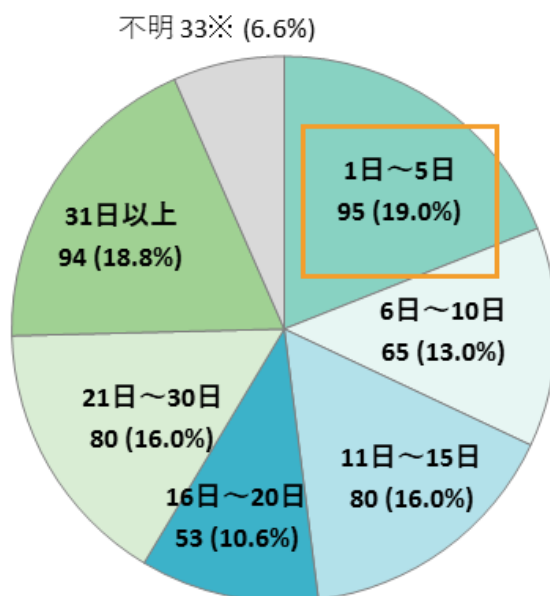
（図表6）



(7) 女性相談支援センターが行った一時保護の在所日数（令和4年度）

「1日から5日」「31日以上」が多く、次いで「11日～15日」「21日～30日」となっています。

（図表7）

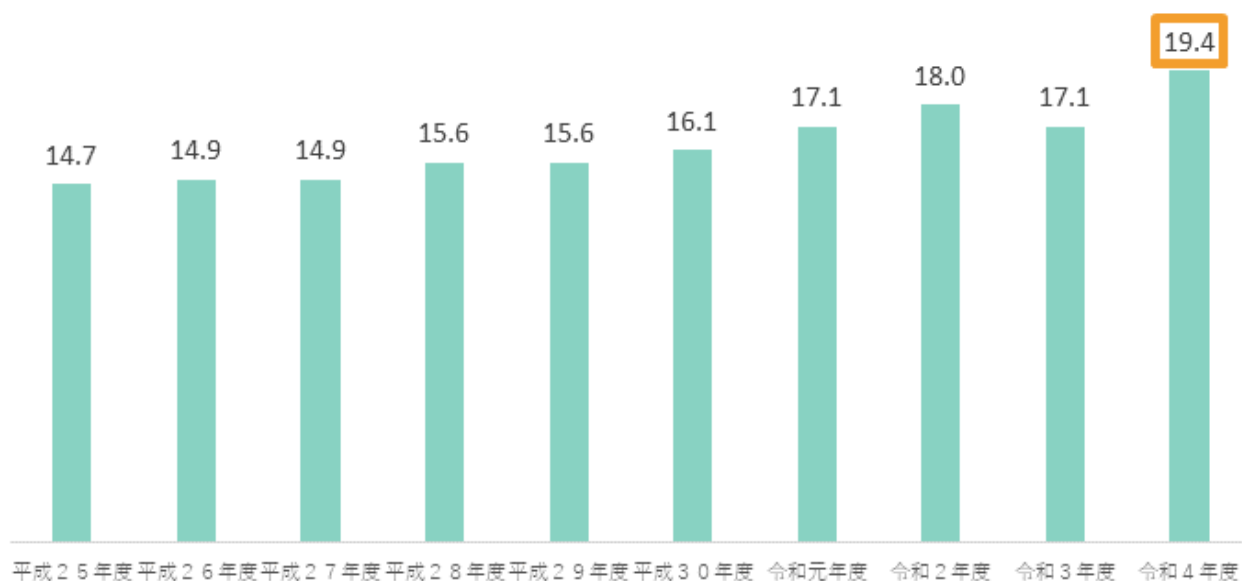


※不明は、令和4年度末時点においても一時保護が継続中であるため、一時保護の期間が未定であった件数

(8) 女性相談支援センターが行った一時保護の平均在所日数の推移

平均在所日数は長くなる傾向にあり、令和4年度は19.4日となっています。

（図表8）



(9) 外国籍の女性の保護の状況

直近3か年で27か国の外国籍の女性を保護しています。特にアジアの方の保護が多くなっています。

(図表9)

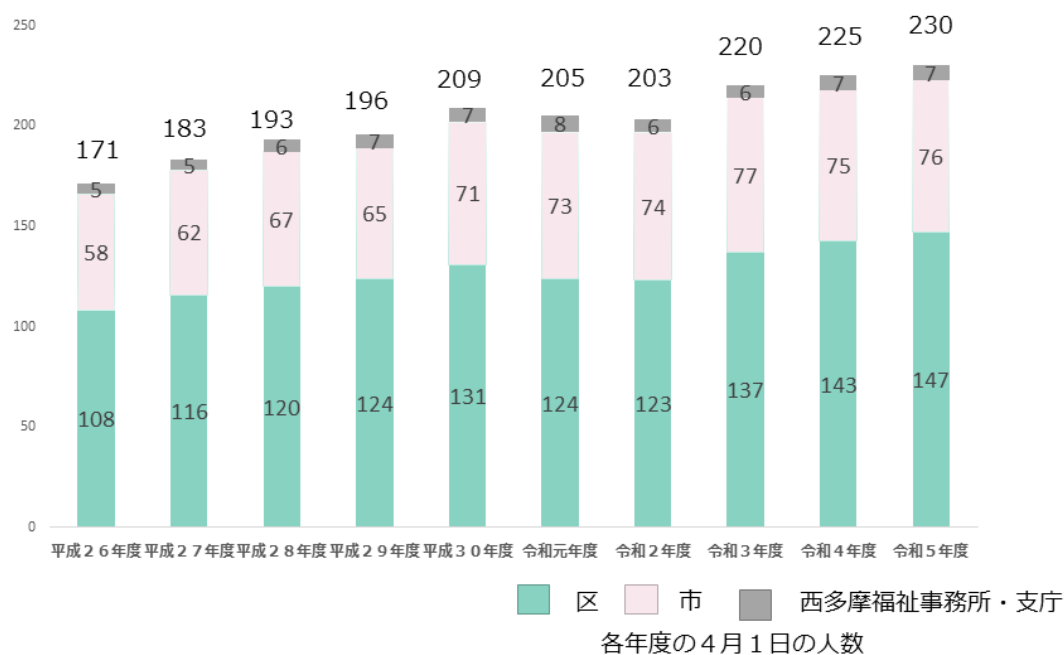
	令和2年度		令和3年度		令和4年度			令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	本人	同伴家族	本人	同伴家族	本人	同伴家族		本人	同伴家族	本人	同伴家族	本人	同伴家族
フィリピン	16	7	9	9	9	8	インド	0	0	0	0	1	1
タイ	0	0	2	2	2	0	インドネシア	1	1	0	0	2	2
中国	16	13	8	6	9	2	チュニジア	1	1	0	0	0	0
韓国	6	9	0	0	4	2	ネパール	3	4	4	4	0	0
台湾	2	0	2	1	1	0	パキスタン	2	5	0	0	2	0
バングラデシュ	0	0	1	1	0	0	ベトナム	0	0	5	4	2	2
ブラジル	1	3	0	0	1	0	ベラルーシ	1	1	0	0	0	0
ロシア	0	0	1	2	0	0	マダガスカル	1	1	0	0	0	0
カメルーン	1	0	0	0	0	0	モルドバ	0	0	1	2	0	0
北朝鮮	3	4	0	0	0	0	モンゴル	3	7	2	2	0	0
コンゴ	0	0	1	1	0	0	ガーナ	0	0	0	0	2	0
ペルー	0	0	0	0	1	1	シンガポール	0	0	0	0	1	2
ミャンマー	0	0	1	0	4	4	ラオス	1	0	0	0	0	0
アメリカ	3	4	3	1	0	0	合計	61	60	40	35	41	24

2 女性相談支援員の現状

(1) 女性相談支援員の人数の推移（区、市、西多摩福祉事務所・支庁別）

女性相談支援員は近年微増傾向にあります。

(図表10)

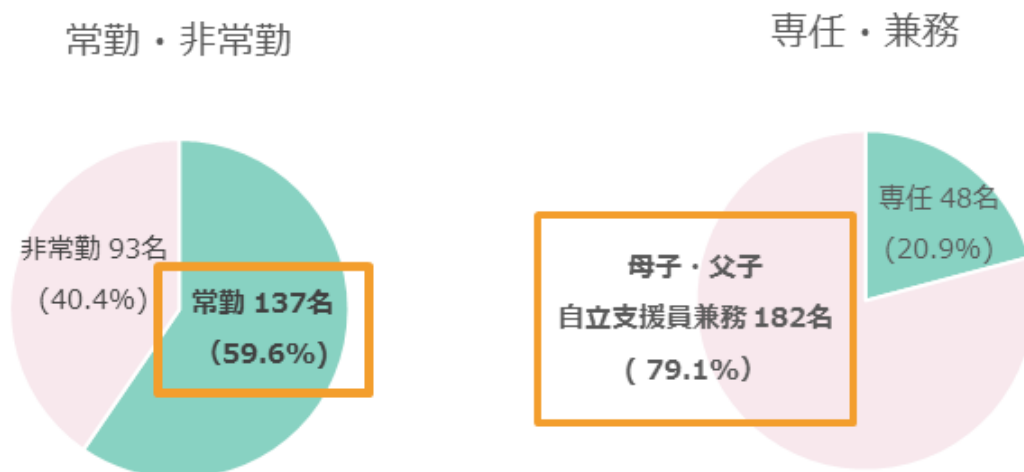


(2) 女性相談支援員の雇用形態（区、市、西多摩福祉事務所・支庁）

（常勤・非常勤／専任・兼務の別）（令和5年4月1日時点）

常勤が 59.6%となっています。また、母子・父子自立支援員と兼務する女性相談支援員が 79.1%います。

（図表 1 1）

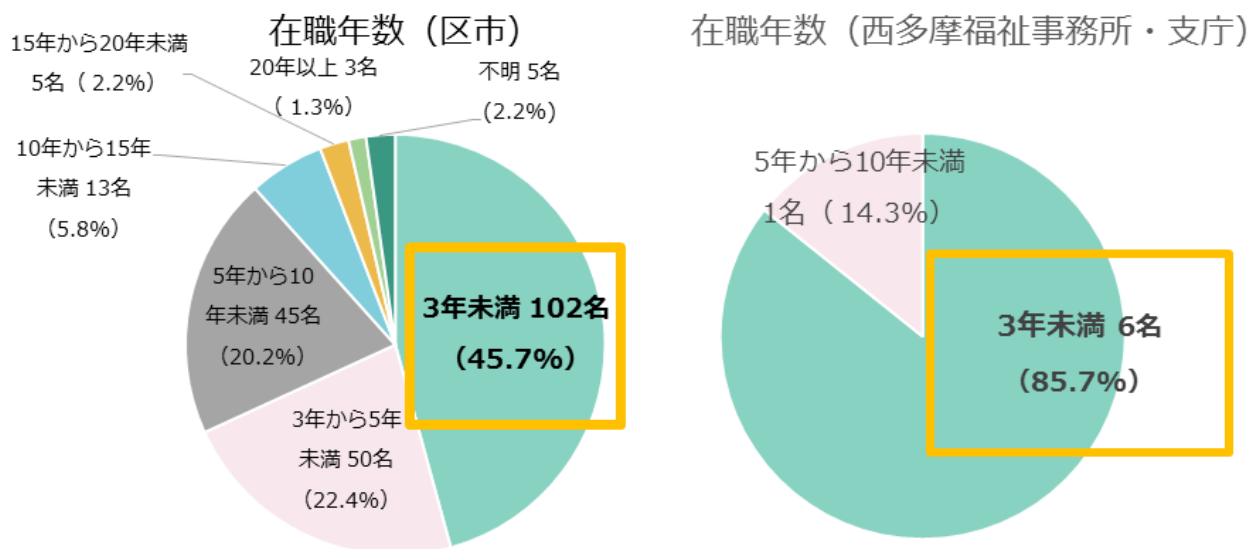


(3) 女性相談支援員の在職年数（区、市、西多摩福祉事務所・支庁）

（令和5年4月1日時点）

区市、西多摩福祉事務所・支庁とも在職年数が3年未満の女性相談支援員が最も多くなっています。

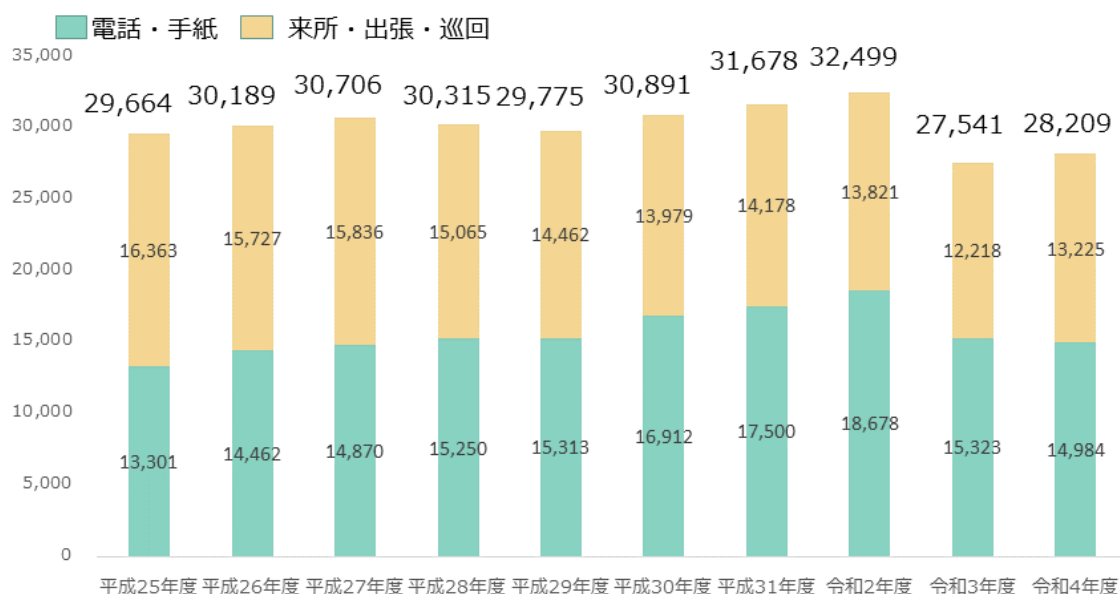
（図表 1 2）



(4) 女性相談支援員（区、市、西多摩福祉事務所・支庁）が受け付けた電話・来所相談件数の推移（実数）

電話・手紙による相談のほか、来所・出張・巡回相談も行っています。

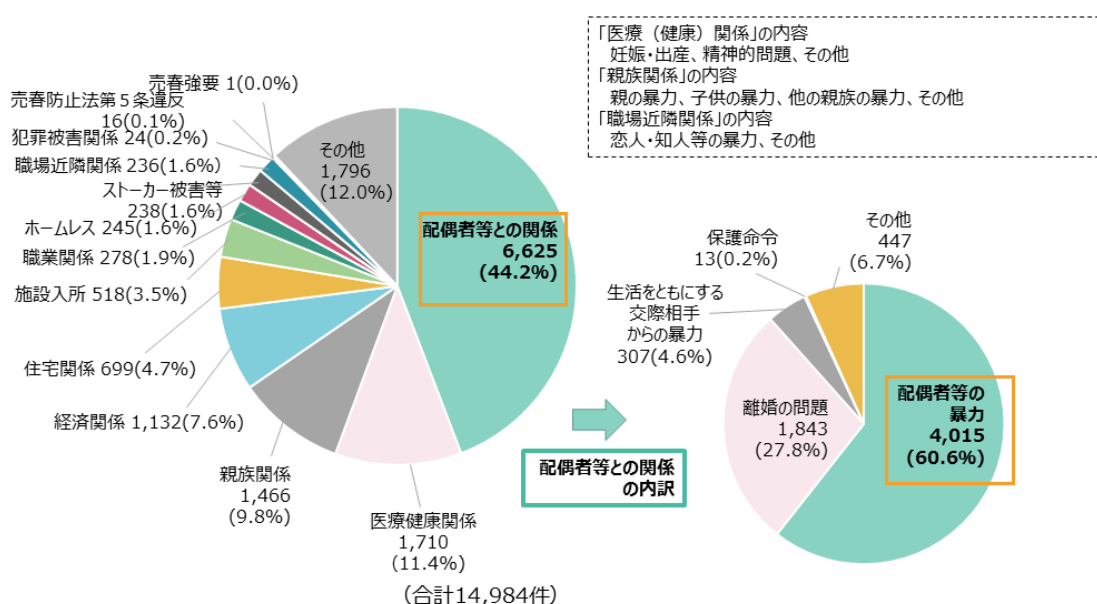
（図表 1 3）



(5) 女性相談支援員（区、市、西多摩福祉事務所・支庁）が受け付けた電話・手紙による相談内容（令和4年度）

「夫婦関係」が最も多く、そのうち「夫等の暴力」に関する相談が 60.6%となっています。

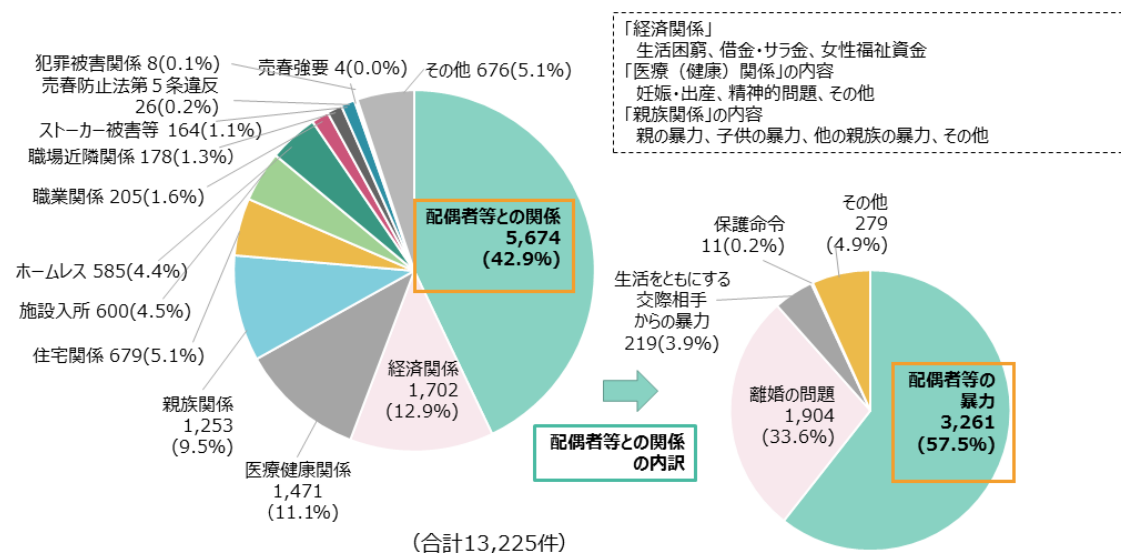
（図表 1 4）



(6) 女性相談支援員（区、市、西多摩福祉事務所・支庁）が受け付けた来所・出張・巡回による相談内容（令和4年度）

「夫婦関係」が最も多く、そのうち「夫等の暴力」に関する相談が57.5%となっています。

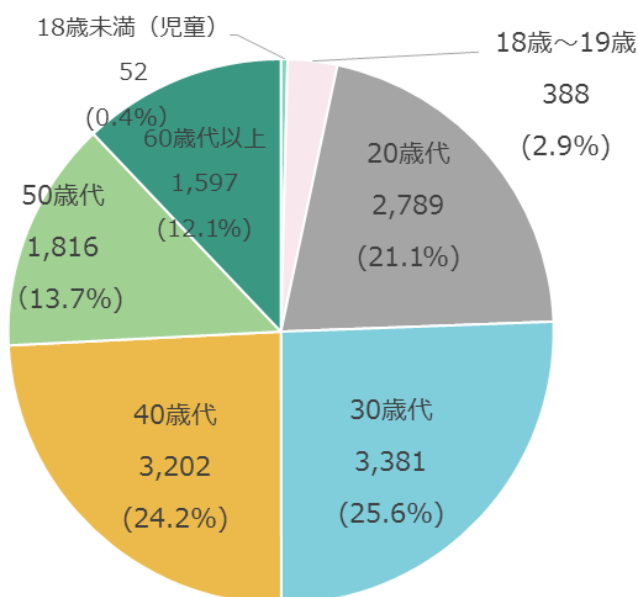
(図表15)



(7) 女性相談支援員（区、市、西多摩福祉事務所・支庁）が受け付けた来所・出張・巡回の相談者年齢別内訳（令和4年度）

30歳代、40歳代からの相談が多く、次いで20歳代、50歳代からの相談が多くなっています。

(図表16)

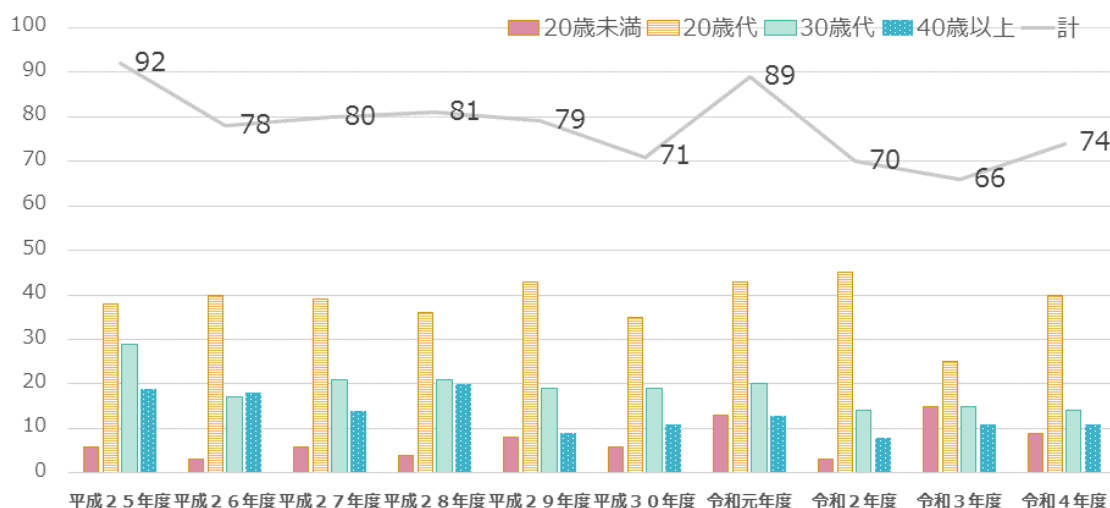


3 女性自立支援施設の現状

(1) 女性自立支援施設の入所の状況(都内5施設及び全国から入所者を受け入れる都外にある女性自立支援施設)

都内5施設の総定員は230名(一時保護委託分を含む)となっています。様々な年代の女性が入所しており、20歳代が多い傾向にあります。

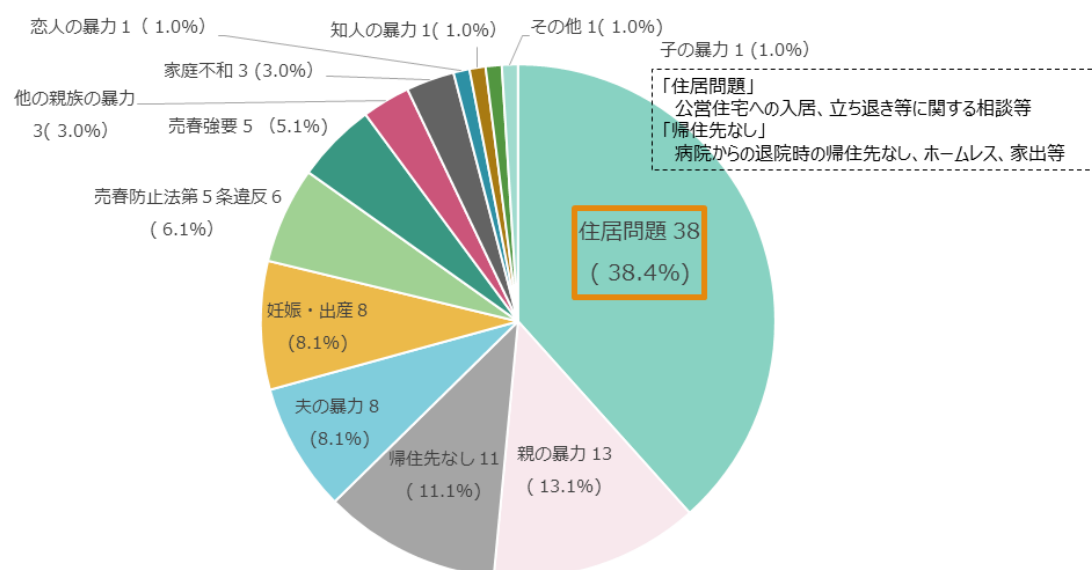
(図表17)



(2) 女性自立支援施設の入所者の入所理由(令和4年度)

入所者の入所理由は、「住居問題」が最も多く38.4%となっています。

(図表18)



(3) 女性自立支援施設の入所者の入所期間の状況（令和5年11月末現在）

（一時保護委託分の入所者は含まない）

慈愛寮を除く計では1年以上3年未満が最も多くなっています。

（図表19）

施設名	定員	令和5年 11月末現在 入所者計※1	入所者の入所期間							
			3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7年以上 10年未満	10年以上
救世軍新生寮	70名	22名	2名	1名	3名	11名	4名		1名	
救世軍婦人寮	40名	16名	2名	1名	2名	1名	4名	4名	1名	1名
いずみ寮	40名	20名	3名	1名	2名	5名	4名	2名	3名	
いごいの家	40名	14名	2名	1名	3名	8名				
かにた婦人の村※2	100名	14名							1名	13名
計	290名	86名	9名	4名	10名	25名	12名	6名	6名	14名
慈愛寮※3	20名	10名	8名	2名						
合計	310名	96名	17名	6名	10名	25名	12名	6名	6名	14名

※1 入所者以外に、定員の範囲内で一時保護の受入れを行っている。

※2 全国から入所者を受け入れている都外にある女性自立支援施設

※3 主に妊産婦を対象とする女性自立支援施設。入所者には、同伴児童の数は含まない。

※4 令和6年4月施行の「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準」では、経過措置として既存の施設は改築までは、居室の定員は、4人以下という従前の基準によることができるとされていますが、原則は1人となる。

4 関係機関の現状

(1) 困難な問題を抱える女性も対象となる都内の施設数（令和5年8月1日現在）

様々な施設が困難な問題を抱える女性の支援を行っています。

（図表20）

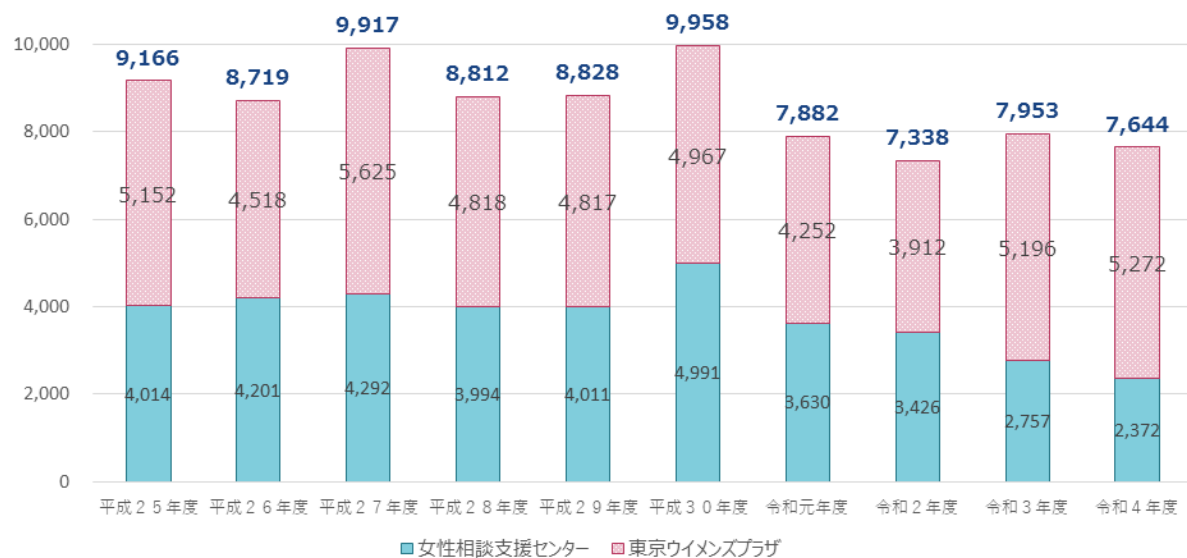
施設名	施設の概要	女性の入居が 可能な施設数
母子生活支援施設	母子家庭の母子を対象に、自立の促進のための生活支援と退所後の相談、その他の援助を行う施設	33
自立援助ホーム	中学を卒業後、就職することにより児童養護施設等を退所した児童等に、生活指導等を行うことで社会的に自立するよう援助する施設	15
更生施設	生活保護法に基づき、身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者で、近い将来社会復帰できる見込みのある人を入所させて保護する施設	3
救護施設	生活保護法に基づき、身体上又は精神上に著しい障害があるため、自分一人では生活することが困難な要保護者を入所させ保護する施設	10
宿所提供施設	住宅のない要保護者の世帯に対して、住宅を提供するための施設	10
無料低額宿泊所	社会福祉法に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設	25(八王子市を除く)
障害者支援施設	障害者総合支援法に基づき、施設に入所する障害のある方に対し、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う施設	都内94 都外44
障害者グループホーム	障害のある方が地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場	—

5 配偶者からの暴力防止対策等の現状

(1) 女性相談支援センター及び東京ウィメンズプラザの配偶者暴力相談件数（実数）

年間で、約 7 千件から 1 万件の相談を受け付けています。

(図表 2 1)



※主訴以外でDVの内容を含む相談も含む

第3章 計画の目指す5つの基本目標

この計画では、基本理念の実現に向けて、5つの基本目標を掲げ、都における困難な問題を抱える女性に対する支援を推進していきます。

基本目標 1

対象者の把握から地域での自立まで、多様な支援を切れ目なく包括的に提供

女性が抱える困難は、年齢や国籍、障害の有無、配偶者の有無、同居家族がいる、単身世帯であること等により様々です。女性が自立した生活⁴を送ることができる社会を実現するためには、個々の課題に対して、多様な支援を切れ目なく包括的に提供することが必要です。

基本目標 2

本人の意思や意向を最大限尊重し、本人を中心にした支援の実施

困難な問題を抱える女性の自立を実現するには、支援する側が本人の意思や意向を最大限に尊重し、連携・協働して、本人を中心にした支援を実施することが必要です。

基本目標 3

同伴児童を取り残さない視点から、サポートを強化

困難な問題を抱える女性が同伴する児童に対しても、心理的なサポートや学習支援等を実施するなど、一人の児童として尊重することが必要です。

基本目標 4

困難な課題を抱える若年女性への支援を総合的に推進

東京は、新宿、渋谷、池袋、秋葉原などといった日本有数の繁華街を複数抱えているため、都内だけでなく、全国から未成年を含む若年の女性が集まり、性犯罪等に巻き込まれる可能性があります。若年女性への支援を充実させることが必要です。

基本目標 5

女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設を軸とした支援基盤の充実・強化と民間団体や関係機関との円滑な連携・協働の推進

困難な課題を抱える女性に対して、最適な支援を提供するためには、支援基盤の充実・強化と民間団体や関係機関との円滑な連携・協働できる体制整備が必要です。

⁴ 基本方針では、「困難な問題を抱える女性への支援において、自立とは経済的な自立のみを指すものではなく、個々の支援対象者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現することを含むものである」としています。

第4章 都における困難な問題を抱える女性への支援に関する取組

1 困難な問題を抱える女性への支援の基本的な考え方

困難な問題を抱える女性への支援にあたっては、基本方針に基づき以下について、十分配慮する必要があります。

- ① 支援対象者が目指すべき自立は、経済的な自立のみを指すものではなく、個々の者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営めることを含むものであり、「本人の自己決定」及び「自己選択」が重要な要素である。支援にあたっては、支援対象者が自己決定できるよう十分な情報提供に基づく、丁寧なソーシャルワークを行い、支援対象者に寄り添い一緒に考えていく姿勢が求められること。
- ② 支援にあたっては、多様な困難な問題を抱えた若年世代から子育て世代、中年・高齢世代と、幅広い年齢層の女性それぞれのライフステージに合わせて、各関係機関や民間団体等とも連携し、支援対象者に寄り添った支援を行うことが必要であること。
- ③ 多様で複合的な困難な問題を抱える支援対象者は、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に遭い、精神や身体を傷つけられ、自らの意思や希望等を表出することが難しい状況に置かれている場合も多い。自立に向けての支援は、自立を困難にしている諸要因を理解し、問題解決に向けて包括的に対応していく必要があること。
- ④ 支援対象者の属性や課題にかかわらず、幅広く相談を受け止め、支援対象者と寄り添い、つながり続ける支援を行うとともに、各関係機関につなぐ支援が重要であること。
- ⑤ 各関係機関や民間団体等が十分に協働・連携を図りながら継続し、寄り添いながら支援を行うことが重要であり、支援が途切れても繰り返しつながり支えていく姿勢を持って、支援に当たることが重要であること。
- ⑥ 特に、行政機関に支援を求めることができない、あるいは求めない女性の存在に留意し、アウトリーチ等を積極的に行う民間団体とも協働した支援対象者の早期発見への取組を進めることが必要であること。若年女性については、児童相談所等の関係機関が連携しながら、制度の狭間に落ちないように、留意して対応する必要があること。
- ⑦ 支援に関わる者は、相談や保護の日時、相談先や支援対象者(同伴家族を含む)の氏名等を含む支援対象者の安全に関わる情報の取扱いに万全を期するものとし、支援対象者のプライバシーを尊重し、その個人情報について適切に取り扱うこと。また、関係機関が連携して支援を行う場合には個人の情報について共有することが必要となるため、支援調整会議を柔軟かつ機動的に活用するほか、共有する情報の取扱いについてあらかじめルールを決めることが望ましい。

2 都における困難な問題を抱える女性支援に関する課題及び今後の取組

(1) 対象者の把握から地域での自立

基本目標 1

対象者の把握から地域での自立まで、多様な支援を切れ目なく包括的に提供

ア 相談体制の整備等による対象者の早期の把握

【課題】

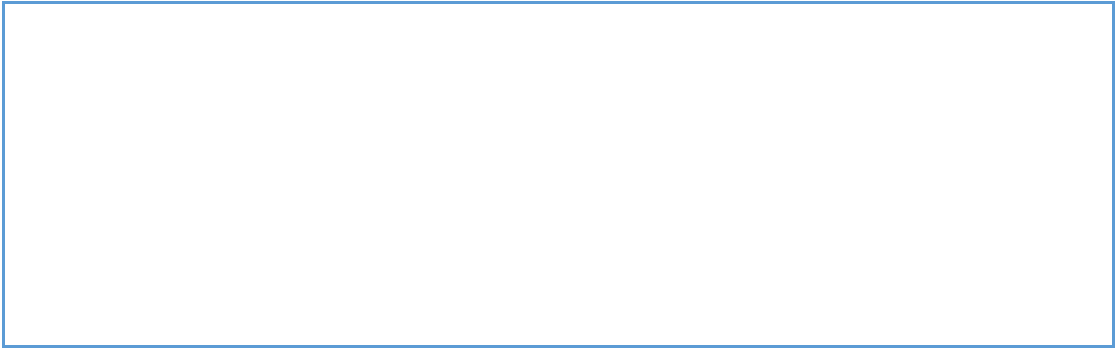
- 女性相談支援センターでは、女性が抱える様々な問題について相談を受け付けています。相談方法は、電話相談、来所相談、女性自立支援施設の入所者を対象にした出張相談であり、電話相談の件数は、令和4年度は受付時間を延長したこともあり大幅に増加しています（図表1）。対象者を早期に把握するため、誰もが相談しやすい体制整備を行っていく必要があります。
- 東京では、配偶者等からの暴力等の被害者や性暴力や性的虐待、性的搾取等による性的な被害者、生活困窮者、特定妊婦等に対して、多様な民間団体が電話相談や SNS を活用した相談等を実施しています。若年女性に対しては、民間団体が特色を生かして、繁華街での巡回・声掛けや SNS を活用した相談等で対象者の早期の把握を図っており、都は民間団体と協働して支援していくことが必要です。
- 区市や西多摩福祉事務所等の女性相談支援員は、地域で対象者を把握する入り口として、様々な困難を抱える女性への相談を受け付けており、相談方法を十分に周知する必要があります。

【今後の取組】

- 女性相談支援センターにおいて、電話や来所等に加えて、SNS を活用した相談を実施し、個々の状況に応じて相談しやすい方法を選択できる体制を整備します。また、電話相談の記録や統計のシステム化、夜間・休日の電話相談体制の拡充等により電話相談の充実を図っていきます。
- 民間団体と協働し、繁華街での巡回・声掛けや SNS を活用した相談等により、様々な困難を抱えた若年女性を早急に把握します。
- 女性相談支援センター、東京ウィメンズプラザや各区市町村における困難な問題を抱える女性のための相談窓口をホームページ等で広く周知します。

コラム アウトリーチ

(記事掲載予定)



イ 気軽に立ち寄れる居場所の整備

【課題】

- 現行では、女性相談支援センターが主体となり行う支援等は、電話や来所による相談、緊急的な一時保護及び中長期的な支援を行う女性自立支援施設への入所が中心となっています。
- 困難な問題を抱えていても、直接、行政機関へ相談することはハードルが高いと感じる方もおり、相談に結びつかない場合もあります。支援が必要な女性が気軽に立ち寄り、相談できる居場所の提供が必要です。
- 若年女性に対しては、民間団体が特色を生かして、安全・安心な一時的な居場所で食事の提供などの日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を実施しており、都は民間団体と協働して支援していく必要があります。

【今後の取組】

- 支援が必要な女性が気軽に立ち寄り、安心して自分の気持ちや悩みを話すことができ、必要な場合は宿泊もできるような居場所の確保に取り組んでいきます。
- 若年女性に対して、民間団体と協働し、安全・安心な一時的な居場所で食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を行います。

コラム 居場所支援

(記事掲載予定)



ウ 多様な一時保護先の確保

【課題】

- 女性相談支援センターは、配偶者等からの暴力等で追及・追跡のおそれのある方を保護していること等から住所が秘匿となっているため、追及・追跡のおそれのない方であっても、一時保護期間中は、外出や外部との通信等を制限される場合があります。こうした制限があることや相部屋となる場合があること等を理由に、保護の必要がある方が一時保護を選択しない場合があります。実際に、一時保護した方からは、通信機器の使用制限があることについて不自由だったとの声が上がっています。一時保護所の環境の改善が必要です。
- 女性相談支援センターは、配偶者等からの暴力等で追及・追跡のおそれのある方やない方、児童を同伴する方、単身の方、精神的な課題を抱える方、妊産婦など様々な事情を抱える女性を同一の場所で保護していることから、個々のニーズを踏まえた支援を提供できない場合もあり、多様なニーズに対応できるようにしていくことが必要です。
- 現在の一時保護所の環境では、中学生以上の男子を同伴する方、性自認が女性のトランスジェンダーの方、ペットの同伴を希望される方等の保護については、対応できていない状況です。
- 退所先が決まらない等の理由から、一時保護の期間が 31 日以上になる方が令和 4 年度は全体の保護人数のうち、18.8%となっています（図表 7）。保護が長期化する要因を踏まえ、できる限り早期の退所につなげていくことが必要です。
- 配偶者暴力被害者等については、民間団体がシェルター等を設置しており、都は民間団体の活動を支援していくことが必要です。
- 東京では、外国籍の方が多く暮らしています。令和 4 年度の外国籍の女性の保護件数は 14 か国 41 件で（図表 9）、総保護件数 500 件の 8.2%となっています。外国籍の方に対する支援を行う民間団体もあり、都は民間団体の活動を支援していくことが必要です。また、本人に寄り添った支援を行うためには、母語によるコミュニケーションを円滑に行えるようにしていくことが大切です。

【今後の取組】

基本方針では、女性相談支援センターは以下の場合に一時保護を行うこととされています。

- ① 性暴力や性的虐待、性的搾取等による性的な被害等を防ぐために、支援対象者を緊急に保護することが必要と認められる場合
- ② 配偶者暴力防止等法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力から保護することが必要と認められる場合
- ③ ②に該当する場合以外で、同居する者等からの暴力から保護することが必要と認められる場合
- ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項に規定するつきまとい等又は同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等から保護することが必要と認められる場合
- ⑤ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第7号に規定する人身取引等により他人の支配下に置かれていた者として保護することが必要と認められる場合
- ⑥ 支援対象者が定まった住居を有さず、又は心理的虐待など何らかの理由で帰宅することで心身に有害な影響を与えるおそれがあると認められる場合であって、保護することが必要と認められる場合
- ⑦ 支援対象者について、その心身の健康の確保及び関係機関による回復に向けた支援につなぐために保護することが必要と認められる場合
- ⑧ その他、一時保護を行わなければ、支援対象者の生命又は心身の安全が確保されないおそれがあると認められる場合

- 女性相談支援センターの一時保護所について、個室化を含め、居住環境の改善に取り組んでいきます。また、一時保護中の通信機器の使用可否を判断するアセスメントシートを活用し、配偶者等からの追及・追跡のおそれがない方等については、本人の通信機器を使用できるようにするとともに、本人の通信機器を使用することが困難な方については、代替手段としてタブレット等を貸し出します。
- 配偶者等からの追及・追跡のおそれのある方やない方、通勤や通学を希望する方、中学生以上の男子を同伴する方、妊婦等、それぞれの状況に応じた多様な一時保護先の確保に取り組んでいきます。
- 性自認が女性のトランスジェンダーの方については、人権の尊重に努め、その状況や相談内容などを踏まえ、可能な支援を検討し対応していきます。
- 精神的な課題を抱える方については、精神科の医療機関と連携して、一時保護を円滑に行うことができる体制を整備していきます。

- 一時保護から次の退所先へと円滑につなげ、保護期間が長期になることがないよう、本人の意向を適切に把握したうえで、早期の退所に向け、支援調整会議を活用し関係機関の連携を強化していきます。
- 配偶者暴力被害者等を支援する民間シェルター等が行う先進的な取組を助成するなど、民間団体と連携して被害者等の支援の充実を図ります。
- 緊急に保護を求める外国人女性に対する保護体制の充実を図るため、外国人女性の緊急保護を実施する民間団体等を支援します。
- 女性相談支援センターは、日本語による意思疎通が困難な外国籍の方の支援に当たっては、通訳の派遣やタブレット端末を活用したテレビ電話通訳等を利用して、本人の意思を適切に把握します。

エ 専門職や性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター等と連携した心身の健康回復及び法的課題の解決

【課題】

- 対象者の多くは、性的な被害や、配偶者・親族等からの身体的・心理的・性的な暴力等の被害を受け、心的外傷や、差別・社会的排除等の経験に起因する困難や生きづらさ等を抱えています。そのため、専門職による支援を行っていくことが必要です。
- 侵害された人権を回復し、その人らしい日常生活を取り戻すためには、離婚調停や借金の整理等の法的な課題を解決する必要がある方もいます。
- 被害等からの回復にあたっては、性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターや法テラス等の関係機関、精神科医師、弁護士等の専門職との連携が欠かせません。

【今後の取組】

- 女性相談支援センターでは、医師、看護師や心理職員等が中心となり、主に一時保護した方に対して、医学的又は心理学的な視点からの面接等を行い、被害回復に向けた支援を実施します。
- 女性自立支援施設の入所者は、心身の健康の回復のため、長期間の支援が必要な方もいるため、施設では、生活支援の専門職・支援員等多職種と精神科医師、看護師、心理職員等の専門職が連携し被害からの回復支援を実施します。
- 性暴力や性的虐待、性的搾取等による性的な被害者を対象に、心身の負担軽減や早期回復、被害の潜在化の防止等を図るため、24 時間 365 日被害者からの相談を受け付け、医療機関、警察、法律相談、精神的ケア、区市町村等にワンストップでつなぐ支援事業を実施します。
- 性暴力や性的虐待、性的搾取等による性的な被害者の回復に向けては、女性相談支援センターや女性相談支援員が性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターと

円滑に連携して支援します。



- 都立病院の医療スタッフが、地域の関係機関等と連携し、配偶者暴力のある家庭で育った児童とその母親に対して、心の傷の回復等を支援します。
- 夜間に起こるこころ（精神）の状態悪化（孤独感、不安感、憂うつ、抑うつ等）に関する電話相談に対応できる体制（都内全域）を確保し、相談者のストレス（不安感等の症状）の解消や医療への受診を働きかけることによって、病状悪化や自殺の予防を図ります。
- 一時保護した方や女性自立支援施設に入所した方が、安心して心身の健康の回復を図れるよう精神科の医療機関と連携して支援していきます。
- 女性相談支援センターに協力弁護士を配置し、配偶者暴力被害者、人身取引被害者等からの法的な相談に対応します。また、協力弁護士は、女性相談支援センター職員に対する法的な助言も行います。
- 女性相談支援員が、対象者に法的に解決すべき課題があるかを見極め、課題がある場合は、適切に法テラスや弁護士につなげられるよう、アセスメント力や法的知識の向上に向けた研修を充実させていきます。

オ 自立に向けた総合的な生活・就労・居住支援の提供

【課題】

- 基本方針では、「困難な問題を抱える女性への支援において、自立とは経済的な自立のみを指すものではなく、個々の支援対象者の状況や希望、意思に応じて、必要な

福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現することを含むものである」としており、自立に向けては、女性相談支援員等が様々な福祉的サービスがあることを理解して、様々な年代の対象者が必要なサービスを受けられるようにする必要があります。

- 女性自立支援施設の入所者について、暴力被害による入所理由が多いこともあり（図表 18）、自立の一環として、まずは、心身の健康の回復を図ることも重要です。
- 困難な問題を抱える女性の中には、様々な背景から日常生活に必要な基礎的な知識や習慣を身につける機会が少なかった方もおり、自立に向けて、様々な生活支援が必要な場合もあります。
- 女性自立支援施設の入所者の中には、精神障害・知的障害・発達障害等の障害がある場合や、本人に就労経験が少ない場合等、様々な課題があることで、一般就労が困難な方もいます。
- 女性自立支援施設の入所者の中には、退所後に地域社会で暮らすことに不安を感じる方もいます。
- 都では、困難な問題を抱える女性に対して、就労支援、居住支援など様々な施策を幅広く実施していますが、十分に知られていない場合もあります。

【今後の取組】

<女性相談支援員による支援>

- 女性相談支援センターは、女性相談支援員等が基本方針に基づく自立の考え方を踏まえ、様々なサービスを活用した支援ができるよう、研修を充実させていきます。

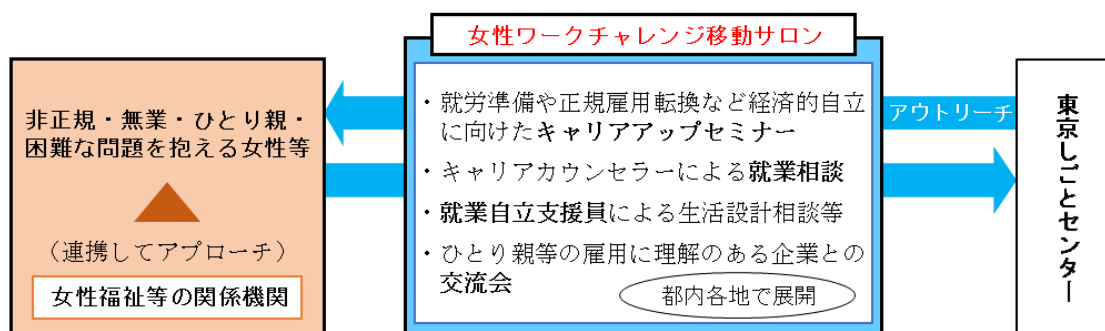
<女性自立支援施設における支援>

- 女性自立支援施設の入所者は、心身の健康の回復のため、長期間の支援が必要な方もいるため、施設では、生活支援の専門職・支援員等多職種と精神科医師、看護師、心理職員等の専門職が連携し被害からの回復支援を実施します。（再掲）
- 女性自立支援施設では、日常生活支援として、被害からの回復支援のほか、日常生活の基盤をつくる力（生活費の使い方、生活を整えるスキル、時間の使い方、社会的手続きを行う力等）を獲得するための支援、法的課題解決への支援、就労支援、家族関係・人間関係の調整支援、退所後を見据えた支援、退所後の支援等、多岐にわたる支援を行います。また、女性自立支援施設から、大学や専門学校に通う方もいるため、オンライン学習に対応するため、Wi-Fi を配備するなど学習環境を整備します。
- 女性自立支援施設の入所者への支援は施設職員が行っていますが、外部講師も活用し、自立のために必要な講座を開催できるよう支援していきます。

<就労支援>

- 東京ウィメンズプラザにおける自立支援講座において、配偶者等暴力被害の影響からの回復を支援するとともに、マザーズハローワーク等との連携などにより、就労支援の取組を進めます。
- 東京ウィメンズプラザにおいて、配偶者等暴力被害者等の就労に役立つパソコン技術の習得を支援するため、パソコン講座を実施します。
- 東京しごとセンターにおいて、一人一人の適性と状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングや再就職支援セミナー、職業紹介など、希望者に対して就職活動を支援します。
- 経済的困難を抱える女性等にアウトリーチでアプローチし、就職相談会やセミナー等を通じて東京しごとセンターの就労支援につなげることで、女性の就職・正規雇用化を後押ししていきます。

非正規・ひとり親・困難を抱える女性等向け就業自立支援



- 職業能力開発センター等において、求職者等を対象として就職に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施します。

<住宅支援>

- 住宅の確保に配慮が必要な方の居住の安定を図るため、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を促進するとともに、登録住宅の入居者への家賃債務保証や住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に係る情報提供、相談、見守り等の生活支援を行う居住支援法人の指定を進めます。
- 低額所得者の中でも特に困窮度が高い方について、都営住宅への優先入居を図ります。また、女性自立支援施設や母子生活支援施設を退所する方向けに、都営住宅の一定戸数を割り当てます。配偶者等からの暴力を受けた被害者の方で一定の要件を満たす単身者の方等に対して都営住宅への入居の募集を行います。

<障害のある方への支援>

- 東京都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、こころの健康や悩み、精神科医

療、社会復帰、生活上の問題など、電話による相談と来所による面接相談を実施します。

- 東京都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に関する相談、思春期・青年期の精神保健に関する相談について、個別面接のほかに集団プログラム（家族教室、本人グループ）を実施します。
- 東京都立（総合）精神保健福祉センターでは、精神科医療の治療を受けなかったり治療を中断したこと等により、地域社会での生活に困難をきたしているケースなどに、医師、看護師、保健師、福祉、心理等の多職種チームが、区市町村・保健所等からの依頼に基づき連携して訪問型の支援を行います。
- 都は、精神科病院に入院している精神障害のある方が、円滑に地域移行を図ることができる体制づくりに関わるとともに、精神障害者グループホームに併設した専用居室等を使用して、地域生活のイメージ作りや退院後の病状悪化の防止のため、ショートステイを実施します。
- 東京都発達障害者支援センターでは、ライフステージに合わせた発達障害者の方に対する適切な相談支援や生活支援を行うため、「おとな部門」（おとなTOSCA）を設置しており、相談事業や、発達障害のある人に関わる方たちのスキルアップにつながる研修事業等を実施します。
- 都は、職業相談や就職準備、職場定着などの就労面の支援と、健康管理や就職後の悩みを解消するための相談などの就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する障害者就労支援センターを設置する区市町村を支援します。

コラム 「東京都立（総合）精神保健福祉センター」の事業について

○ 東京都では、都内を3つのブロックに分けて、東部13区と島しょ地域を管轄する「東京都立精神保健福祉センター」、西南部10区を管轄する「東京都立中部総合精神保健福祉センター」、多摩地区を管轄する「東京都立多摩総合精神保健福祉センター」を設置しています。

○ 主な事業として、精神保健福祉相談、思春期・青年期相談、依存症相談、精神科デイケア、精神障害者地域移行体制整備支援事業、アウトリーチ支援事業等を行っています。

＜事業の一部紹介＞

○ 精神科デイケア

精神科に通院中の精神障害者の方が、病気の再発防止や生活リズム改善、対人関係スキル向上など、人との交流や各種プログラムへの参加など通じて、安定した日常生活を送ることを目指します。詳細は、各センターにお問い合わせください。

○ 精神障害者地域移行体制整備支援事業

精神障害者などが円滑な地域移行やその後の安定した地域生活を送ることができるよう、精神科医療機関と地域との相互理解及び連携強化の推進を図っています。また、グループホーム活用型ショートステイ事業では、精神障害者グループホームに併設した専用居室等を使用して、地域生活のイメージ作りのための体験（買い物、炊事、洗濯、掃除等）等を支援し、退院への不安の軽減や退院に向けた動機づけを行うほか、病状悪化を防ぐためのショートステイも行っています。

○ アウトリーチ支援事業および短期宿泊事業

未治療・医療中断等のために地域社会での生活に困難を来している精神障害者（疑い）の方に対して、専門職（精神科医、看護師、福祉職、心理職 等）がチームを組み、保健所からの依頼に基づき連携して、訪問型の（アウトリーチ）支援を行っています。また、支援対象者の方が地域で生活する上で困難な問題が生じた時に、短期的に宿泊の場を提供する短期宿泊事業（中部総合精神保健福祉センターで実施。）も行っています。



<ひとり親家庭への支援>

- ひとり親家庭の希望や適性に応じて、就業相談、スキルアップ訓練、職業紹介、マッチング支援、アフターフォローに至るまで一貫して実施することで、ひとり親家庭等の自立を支援します。
- 東京都ひとり親家庭支援センターはあとにおいて、ひとり親家庭の一般的な相談から養育費・親子交流などの専門的な支援まで総合的にを行います。また支援を必要としているひとり親家庭に分かりやすく情報を発信するため、ひとり親家庭向けポータルサイト「シングルママ・シングルパパくらし応援ナビT o k y o」を運用します。

<生活に困窮する方への支援>

- 住居を失い、不安定な就労に従事する人や離職した人に対して、サポートセンターを設置し、生活支援、居住支援、資金貸付及び就労支援を実施することにより、自立した安定的な生活を促進します。
- 区市等において、自立相談支援機関窓口を設置し、生活が困窮している方からの相談に包括的に対応し、自立に向けて個々の状況に応じた支援を行います。
- 様々な事情で暮らしに困っている方に対し、区市等の福祉事務所において生活保護制度を活用し、国が定める最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活ができるよう支援します。

<地域生活への移行に向けた支援>

- 女性自立支援施設に入所している方が安心して地域で生活できるよう、利用者の状況に応じて、施設に身近なアパート等で単身での生活を経験できるステップハウスの利用を推進します。

<様々な施策の周知>

- 都で実施している様々な施策について、困難な問題を抱える女性が個々の状況に応じて利用できるよう、女性相談支援センターや女性相談支援員等を通じて周知していきます。

カ 地域での安心な生活を支えるアフターケア

【課題】

- 女性自立支援施設の退所者に対しては、入所していた施設が食生活、健康管理、金銭管理等の日常生活に関する相談や行政機関等への同行支援を行っています。退所者が地域での生活を継続するためには、施設からの支援が重要です。
- 女性自立支援施設の退所者は、頼れる親族がいないといった理由などから、日常生

活で困難を抱えた場合に、孤立してしまう可能性があります。

【今後の取組】

- 女性自立支援施設を退所した方が、地域社会で継続して安定した生活を営めるよう、自立に必要な相談、援助を行う女性自立支援施設を支援します。
- 女性自立支援施設を退所後、再び困難な状況に陥る場合もあることから、女性相談支援センターや女性相談支援員、女性自立支援施設等ができる限り早期に状況を察知し、適切な支援を行えるよう支援調整会議等を活用し取り組んでいきます。

キ 予期せぬ妊娠や特定妊婦等への支援

【課題】

- 予期せぬ妊娠をして、様々な事情により、誰にも相談できず、医療機関を未受診の状況で、区市等の女性相談支援員や民間団体等に繋がる妊婦の方がいます。周囲からの支援を得られない中で出産するという心理面の負担、妊娠、出産という身体面の負担、受診にかかる費用等の経済面の負担に直面するなど、様々な困難な悩みを抱えている女性が、本人の意向が尊重され、安心して相談支援を受けられることが重要です。
- 妊産婦と生まれた児童の支援に当たっては、産婦人科等の関係機関や児童福祉、ひとり親福祉、障害者福祉、生活困窮者支援、生活保護等、多岐にわたる関係部署等の連携が必要です。支援者には、本人の意向や状況によっては、特別養子縁組や里親制度等を紹介することも求められます。

【今後の取組】

- 妊娠・出産に関する様々な悩みについて、看護師等の専門職が電話やメールでの相談に対応し、悩みを抱える妊産婦を孤立させずに適切な支援につなげます。また、「妊娠したかも？」という悩みや疑問にチャットボット形式で対応します。
- 女性自立支援施設では、困難な課題を抱える妊婦を受け入れ、本人の意向を尊重した支援を行います。特に、妊産婦を主な支援対象としている女性自立支援施設では、産前産後の健康を考えた食事の提供、出産の準備、入院の同行、心理的なケアから、授乳や沐浴など日常的な育児等だけでなく、産後の女性の今後の生活を見据えた自立支援を行います。
- 家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、都は、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う民間団体を支援していきます。
- 見守りが必要な母子や妊産婦等に対し、母子生活支援施設において、育児・家事支援等を行うことにより、その後の生活支援につなげます。
- 妊産婦や生まれた児童の支援に関わる地域の産婦人科や関係部署等の連携が深ま

り、必要な調整等が円滑に行われるよう、区市町村における支援調整会議の設置を働きかけていきます。

ク 東京で生活する女性の多様なニーズを踏まえた相談支援

【課題】

- 女性が抱える困難な問題は、配偶者等からの暴力や性暴力や性的虐待、性的搾取等による性的な被害、予期せぬ妊娠、不安定な就労状況や経済的困窮など多岐に渡っています。また、障害のある方、若年、高齢者、外国籍の方、配偶者のいる方・いない方、同居家族のいる方や単身世帯の方など様々な方がいます。加えて、東京には、若年を中心に全国から女性が集まります。支援者は、個々の背景や状況を踏まえた相談支援を行う必要があります。

【今後の取組】

- 女性相談支援センターや女性相談支援員、女性自立支援施設は、障害の有無、年齢、国籍等対象者の抱える困難な問題の背景等をアセスメントして、多様なニーズを踏まえた最適な支援を行います。他県から都に來られた方からの相談等について、他県等と適切に連携します。

(2) 本人の意思や意向の尊重

基本目標2

本人の意思や意向を最大限尊重し、本人を中心にした支援の実施

ア 適切なアセスメントの実施

【課題】

- 本人中心の相談支援を進めるために、丁寧なアセスメントを行い、本人の抱えている問題やその背景を把握することが重要です。適切なアセスメントに基づき、最大限に本人の意思を尊重しながら支援方針等を検討していく必要があります。

【今後の取組】

- 女性相談支援センターは、本人の意思や意向を踏まえた支援を実施できるよう、女性相談支援員等を対象に個別ケースのアセスメントを含めた実践的なソーシャルワークの研修を実施して、アセスメント力を向上させていきます。

イ 本人の意向を踏まえた個別支援計画の作成、ケース会議への本人の参加

【課題】

- 女性自立支援施設においては、本人の意向を踏まえて個別の支援計画を作成し、支援を実施しています。女性相談支援センターや区市等においては、本人の意向を把握し支援していますが、支援方針を決定する会議に本人が参加することは少なく、本人の意思や意向を汲み取り支援方針等に反映できる機会が十分確保されているとは言えない状況です。
- 若年女性に対しては、民間団体が特色を生かして、継続的な支援が必要な方には、本人の意思等を反映させた自立支援計画を策定し、個々の状況に応じて自立に向けた支援を行っており、都は民間団体と協働して支援していくことが必要です。

【今後の取組】

- 女性相談支援センターや区市等の女性相談支援員、女性自立支援施設は、本人の意思や意向を把握するとともに、本人が抱える課題やその背景等を本人とともに整理し、それらを踏まえた個別支援計画を作成します。また、個別ケース検討会議は、健康上の理由がある場合等の例外を除き、原則本人も参加して開催します。
- 女性自立支援施設には入所期間の定めはなく、個々の状況に応じて自立を目指すことができます。個別支援計画には、本人の意向を踏まえた自立に向けて、短期目標、

長期目標とそれに対する期間を盛り込み、本人及び支援者で共有します。

- 民間団体の支援を受けた方については、行政の支援につながった後も、本人が望む場合には、民間団体の職員にケース会議に参加してもらうなど、行政と民間団体が連携した支援を行っていきます。
- 支援者は、本人のプライバシーを尊重し、その個人情報の提供には本人の同意を得るなど適切に扱います。
- 若年女性に対して継続的な支援が必要な場合には、民間団体と協働して、本人の意見を反映させた自立支援計画を策定し、個々の状況に応じて自立に向けた支援を行います。

ウ 女性相談支援センターの一時保護所を経ない女性自立支援施設への入所等の推進

【課題】

- 女性自立支援施設へ入所する場合は、通常、女性相談支援センターの一時保護所で保護を行い、入所措置決定し、決定後に施設での生活が始まります。一時保護所では、外出や外部との通信等を制限される場合があり、措置決定まで、制限のある状態が継続しています。都では、令和4年度から、女性自立支援施設への入所を希望する方で、配偶者等からの暴力等の追及・追跡のおそれがないなど、一定の要件を満たす場合、女性相談支援センターでの一時保護を行わず、女性自立支援施設に一時保護委託をすることで、通勤や通学も含め、施設入所後の生活を実際に体験してから入所の決定を行う方法を試行しています。これは、本人の意思を尊重した取組として効果的なものであり、今後、この取組を推進していく必要があります。
- 女性自立支援施設への入所に際しては、事前に一時保護を行うことは制度上必須ではなく、一時保護を行わずに、女性相談支援センターで入所決定手続を行い、直接女性自立支援施設に入所させることが可能となっています。実施に向けた検討が必要です。

【今後の取組】

- 本人の意向等に合わせて、女性相談支援センターの一時保護所を経由せずに女性自立支援施設に入所できるよう、柔軟に対応していきます。
- 他法で設置された社会福祉施設の入所方法も参考にして、一時保護を行わずに施設に入所することについて、課題を整理し実施に向けて検討していきます。
- 女性相談支援センターは、女性自立支援施設と連携して、女性自立支援施設の入所状況や、各施設の特徴を女性相談支援員や本人に対して、わかりやすく提供します。

エ 社会資源の把握による最適な支援の提供

【課題】

- 都内では、母子生活支援施設や自立援助ホーム、更生施設、宿所提供施設、無料低額宿泊所等が一時保護した方の退所先等になり、女性を支援しています(図表 20)。困難な問題を抱える女性に最適な支援を提供するために、女性自立支援施設の入所状況を含めて、利用可能な社会資源の情報を関係者間で十分に共有する必要があります。

【今後の取組】

- 都や女性相談支援センターは、支援調整会議等を活用して、母子生活支援施設や自立援助ホーム、更生施設、宿所提供施設、無料低額宿泊所など、困難な問題を抱える女性が利用可能な都内の社会資源の状況を把握し、女性相談支援員に情報提供し、幅広い社会資源の中から本人の意思や意向を踏まえた最適な支援を提供します。

(3) 同伴児童への支援

基本目標 3

同伴児童を取り残さない視点から、サポートを強化

ア 同伴児童への心理的サポート等の実施

【課題】

- 令和4年度の一時保護件数のうち、母子が占める割合は32.2%となっています。保護者である女性が一時保護に同伴した児童への支援にも十分に配慮する必要があります。
- 保護者である女性の心身のダメージが強い場合、同伴児童の養育を十分に行えない場合があります。

【今後の取組】

- 一時保護中の児童に対して、心理面接を通じて、暴力被害に対する心理的ケアなど、心理的なサポートを行います。
- 女性相談支援センターは、児童相談所や子供家庭支援センターが関わる児童について、児童相談所や子供家庭支援センターとも連携して支援します。
- 女性相談支援センターや一時保護委託先では、女性や同伴児童の状況に応じて、同伴児童の保育を実施します。

イ 個々の状況に応じた多様な学習支援や楽しめる機会等の確保

【課題】

- 一時保護された女性の同伴児童については、保護期間が長期になる場合、学習の遅れや外出制限による心身への影響が懸念されます。学習については、とりわけ、受験を控えた児童への影響が大きくなっています。

【今後の取組】

- 一時保護中の児童の学習について、学習指導員による指導を行うとともに、小学生から高校生までが個々の学力に応じた学習ができるよう、アプリを活用したオンライン学習を行います。また、受験を控えた中学生や高校生に対しては、家庭教師を利用し、個々の状況に合わせた学習支援を行っていきます。
- 一時保護中の児童が安全、安心かつ楽しく過ごせるよう、身体を動かす機会や行事の実施も含め、支援していきます。

ウ 母子同一の場所での一時保護

【課題】

- 親子を分離する必要がある場合には、親子と一緒に保護できるようにすることが必要です。女性相談支援センターが一時保護を行う場合、女性が共同生活を送る女性相談支援センターや女性自立支援施設では、中学生以上の男子の保護が困難なため、多くの場合、男子は保護者とは別に児童相談所で保護されています。

【今後の取組】

- 女性相談支援センターが一時保護を行う場合に、中学生以上の男子についても、保護者である女性と一緒に場所で保護できる委託先の確保に取り組んでいきます。

エ 児童相談所、子供家庭支援センター、教育機関等との連携による支援

【課題】

- 女性相談支援センターや一時保護委託先の施設の退所後に、同伴した児童が安全かつ安心して地域で生活していくためには、児童相談所や子供家庭支援センター等の関係機関に、母の状況や児童の保護中の様子など必要な情報を共有することが必要です。

【今後の取組】

- 女性相談支援センター及び区市や西多摩福祉事務所等の女性相談支援員は、一時保護中の児童の状況を、支援調整会議等を活用して、児童相談所、子供家庭支援センター、教育機関やスクールソーシャルワーカー等と共有するなど、一時保護中だけでなく、退所後も児童が安全かつ安心して生活できるよう支援します。
- いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境へ働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置する区市町村を支援します。

(4) 若年女性への支援

基本目標 4

困難な課題を抱える若年女性への支援を総合的に推進

ア 関係団体等と協働した若年女性等支援の推進

【課題】

- 若年の女性は困難を抱えていても、既存の行政機関の支援が届きにくい場合もあり、都は、民間団体と協働していく必要があります。

【今後の取組】

- 都は、民間団体と協働して、SNS を活用した相談や繁華街での巡回・声掛け等のアウトリーチ支援、安全・安心な一時的な居場所の提供等を行います。
- 若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体の支援体制を強化しつつ、女性自立支援施設と民間団体が協働して困難な課題を抱える女性へ支援を行うため、女性自立支援施設に心理療法担当職員等の専任の職員を配置します。

イ 関係機関・民間団体等と連携した悪質なホストクラブでの被害やトラブルへの対応

【課題】

- 歌舞伎町のホストクラブ等で利用客の身の丈に合わない売掛金を負わせ、それを回収する目的で、ホストが客に風俗等で働くことを勧めること等が社会問題化しています。

【今後の取組】

- 悪質なホストクラブでの被害やトラブルから若年女性を守るため、関係者等が緊密に連携し、普及啓発に取り組んでいきます。
- 女性相談支援センターや消費生活総合センター、東京都若者総合相談センター等に加え、歌舞伎町に相談窓口を設置し、ホストクラブでの被害やトラブルに係る相談に対応します。女性相談支援センターにおいては、新たに債務整理や生活再建に係る専門性の高い弁護士を協力弁護士として登録し、ホストクラブ等でトラブルを抱えた女性やその支援者の相談体制を確保します。
- 民間団体と協働し、繁華街での巡回・声掛けや SNS を活用した相談等により、悪質なホストクラブでの被害にあっている女性も含め、困難な課題を抱えた若年女性を把握し、必要な支援につなげます

ウ 関係機関・民間団体等と連携した「トー横」問題への対応

【課題】

- 近年、様々な不安や悩みを抱えた青少年が、SNS 等を通じて、いわゆる「トー横」に集まり、児童買春等の犯罪被害に遭う事案等が発生しています。
- 「トー横」に集まる未成年の中には、一時保護が必要になる女児もいます。都は、児童相談所の体制強化等に取り組む必要があります。

【今後の取組】

- 関係機関と連携しつつ、青少年を対象とした相談窓口の設置や情報連絡会の開催、SNS を活用したターゲティング広告の実施等、「トー横」における青少年の犯罪被害等の防止に向けた事業を行っていきます。
- 児童への支援の充実を図るため、児童相談所の専門職の増員を図るとともに、一時保護所の増設や国が示す設備・運営基準への対応など、一時保護所の環境改善を行います。また、「トー横」に集まる児童の支援について、子供家庭支援センターの研修会等において、支援にあたっての課題などを共有し、地域できめ細かく対応できるよう取り組んでいきます。
- 民間団体と協働して、トー横で巡回・声掛け等のアウトリーチ支援を行い、若年女性を状況に応じて必要な支援につなげます

エ 予期せぬ妊娠や特定妊婦等への支援

【課題】

- 若年女性が予期せぬ妊娠をして、誰にも相談できない場合、養育の希望の有無にかかわらず、周囲からの支援を得られない中で出産するという心理面の負担、妊娠、出産という身体面の負担、受診にかかる費用等の経済面の負担に直面するなど、様々な困難な悩みを抱える可能性があります。本人の意向が尊重され、安心して相談支援を受けられることが重要です。

【今後の取組】

- 予期せぬ妊娠等への不安のため、緊急避妊が必要な 10 代の若者を対象に、「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぽ）」において医療機関へ同行するなど、緊急避妊の支援を行います。
- 妊娠・出産に関する様々な悩みについて、看護師等の専門職が電話やメールでの相談に対応し、悩みを抱える妊産婦を孤立させずに適切な支援につなげます。また、「妊娠したかも？」という悩みや疑問にチャットボット形式に対応します（再掲）。
- 18 歳未満で支援が必要な妊産婦については、児童相談所や区市町村の保健センター、子供家庭支援センター等が連携して、妊娠期から産後に至るまで母子への支援を

継続して行います。また、女性相談支援センターでは、児童相談所からの依頼に基づき18歳未満の妊産婦の一時保護を行います。

- 女性自立支援施設では、困難な課題を抱える妊婦を受け入れ、本人の意向を尊重した支援を行います。特に、妊産婦を主な支援対象としている女性自立支援施設では、産前産後の健康を考えた食事の提供、出産の準備、入院の同行、心理的なケアから、授乳や沐浴など日常的な育児等だけでなく、産後の女性の今後の生活を見据えた自立支援を行います。（再掲）。
- 家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、都は、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う民間団体を支援していきます（再掲）。
- 見守りが必要な母子や妊産婦等に対し、母子生活支援施設において、育児・家事支援等を行うことにより、その後の生活支援につなげます（再掲）。

オ 若年女性が受け入れやすい支援

【課題】

- 都では、女性自立支援施設の入所者は、20歳代が最も多くなっています（図表17）。若年女性については、行政機関からの支援が必要な場合でも、例えば、女性相談支援センターでの一時保護は通信機器の使用や外出の制限がある、相部屋となる場合がありますといった理由から、本人の意向に沿うことができず、支援につながらないことがあります。また、女性自立支援施設での生活がイメージできないため、女性自立支援施設での支援を希望しない場合もあります。

【今後の取組】

- 女性相談支援センターの一時保護所について、個室化を含め、居住環境の改善に取り組んでいきます。また、一時保護中の通信機器の使用可否を判断するアセスメントシートを活用し、配偶者等からの追及・追跡のおそれがない方等については、自分の通信機器の使用を認めるとともに、自分の通信機器を使用することが困難な方については、代替手段としてタブレット等を貸し出します。（再掲）
- 通勤や通学を希望する方、妊婦等、それぞれの女性の状況に応じた多様な一時保護先の確保に取り組んでいきます。
- 女性自立支援施設の秘匿性を考慮しつつ、施設の利用を検討している若年女性が可能な限り速やかに施設を見学できるよう取り組んでいきます。
- 東京都若者総合相談センターにおいて、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難を抱える若者からの相談を受け付け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押ししていきます。

- 個別ケースの検討を行う支援調整会議を積み重ねることによって 若年女性の必要とする社会資源を把握し、代表者会議で社会資源をどのように確保していくか検討していきます。

(5) 困難な問題を抱える女性の支援基盤、関係機関との連携・協働

基本目標 5

女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設を軸とした支援基盤の充実・強化と民間団体や関係機関との円滑な連携・協働の推進

ア 女性相談支援センターの体制強化・機能強化

【課題】

- 困難な問題を抱える女性への支援は、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の三機関が軸となり、関係機関や民間団体等と連携・協働しながら実施しています。困難な問題を抱える女性への支援の充実を図るためには、三機関の体制強化が重要です。
- 女性相談支援センターが、女性支援の中核機関として、女性が抱える様々な相談に十分対応できるよう、体制整備を行っていく必要があります。
- 女性相談支援センターが中核機関としての役割を担うには、センターに配置される女性相談支援員等の支援力向上を図ることが重要です。
- 女性相談支援員は勤続年数が3年未満の者が多く、職員の資質の向上が課題となっています（図表12）。
- 多くの区市町村は女性相談支援センターに対して、一時保護以外の支援が難しいケースへの助言や心理アセスメント等の支援を求めています。また、女性相談支援センターで一時保護中の方が医療機関に通院する際の同行等について、区市町村で対応が困難な場合の支援を求めています。

【今後の対応】

- 女性相談支援センターの電話相談システムを導入し、マイニングによる記録や統計処理の効率化等により業務にかかる時間を削減します。
- 女性相談支援センターにおける相談保護管理システムを再構築し、保護した女性等のデータを効率的に処理するとともに、電話相談の記録と互換性を持たせるなど、対象者に円滑な支援を提供するための体制整備を行っていきます。
- 民間団体等と協働して、支援が必要な女性を確実に自立につなげるため、女性相談支援センターに民間団体との調整を行う職員を配置するなど体制を強化します。調整を行う職員を中心に、民間団体の活動拠点となる地元自治体を含め、関係機関との連携強化を図りながら、若年被害女性等への支援を充実します。
- 女性相談支援センターの女性相談支援員が、女性福祉を専門とする学識経験者な

どからスーパーバイズ⁵を受ける機会を定期的に確保するとともに、一定の経験を有し、特定の研修を受講した女性相談支援員を他の職員への助言も行う主任女性相談支援員として任用するなど、女性相談支援員の支援力向上を図っていきます。

- 女性相談支援センターの職員が区市の女性相談支援員に対して、支援が難しいケースについて助言を行っていきます。
- 市町村部への支援を担う、女性相談支援センター多摩支所の体制強化を図り、市の女性相談支援員へのスーパーバイズや研修を実施していきます。
- 区市等の女性相談支援員から、女性相談支援員が支援中の方についての心理的な援助や一時保護した方の通院等への同行支援について、女性相談支援センターに依頼があった場合に状況により対応できるよう体制を整備していきます。

イ 女性相談支援センターと児童相談所との連携強化

【課題】

- 都においては、18歳未満の児童に対する支援は児童相談所が、18歳以上の女性に対する支援は女性相談支援センターが中心となり実施しており、両機関の連携が求められています。特に、配偶者暴力被害と児童虐待が相互に重複して発生しているケースについては、緊密な連携が必要です。

【今後の取組】

- 女性相談支援センターに DV 対応・児童虐待防止連携コーディネーターを配置し、同伴児童の状況を児童相談所等と共有し、連携を図ります。また、女性相談支援センターと児童相談所等は、配偶者暴力被害と児童虐待が相互に重複して発生していることを踏まえ、個々のケースについて、それぞれの立場で考え得る対応を積極的に共有し、適切に対応します。
- 18歳未満で支援が必要な若年女性については、児童相談所からの依頼に基づき、女性相談支援センターが一時保護を行います

ウ 女性相談支援員の支援力・相談機能の強化

【課題】

- 女性相談支援員は勤続年数が3年未満の者が多く、職員の資質の向上が課題となっています（図表 12）。また、女性相談支援員の配置状況等について課題を整理することが必要です。

⁵ スーパーバイズでは、今後のよりよい支援につなげていくことを目的に、困難な問題を抱える女性に対して行った支援について、アドバイスをを行い、その支援の振り返りを行います。

- 多くの区市町村は女性相談支援センターに対して、一時保護以外の支援が難しいケースへの助言や心理アセスメント等の支援を求めています。また、女性相談支援センターで一時保護中の方の医療機関等へ通院の同行について、区市町村で対応が困難な場合の支援を求めています。(再掲)
- 対象者に身近な区市町村の窓口において、外国語を話す方と円滑にコミュニケーションを図り、適切に支援できるようにすることが重要です。

【今後の取組】

- 都は区市町村とともに、支援調整会議で、区市等の女性相談支援員の実態や課題を把握・共有し、必要な対応を検討していきます。
- 女性相談支援センターの職員が区市の女性相談支援員に対して、支援が難しいケースについて助言を行っていきます。(再掲)
- 市町村部で唯一の配偶者暴力相談支援センターも兼ねる、女性相談支援センター多摩支所の体制強化を図り、市の女性相談支援員へのスーパーバイズや研修を実施していきます。(再掲)
- 区市等の女性相談支援員から、女性相談支援員が支援中の方についての心理的な援助や一時保護した方の通院等への同行支援について、女性相談支援センターに依頼があった場合に状況により対応できるよう体制を整備していきます。(再掲)
- 東京都多言語相談ナビでは、多言語での生活相談、法律相談、在留相談を実施しています。また、区市町村の窓口で外国語を話す方と言語が通じない場合に、区市町村を支援するため遠隔で通訳のサポートを実施します。

エ 女性自立支援施設の体制強化

【課題】

- 女性自立支援施設では、精神的な課題を抱える方などよりきめ細かな対応等が必要となるケースの受け入れが増えているため、職員の定着や資質向上を図るための取組が必要です。
- 女性自立支援施設は、困難問題を抱える女性の自立に向け、中長期的な支援を行うとともに、配偶者等からの暴力で追及や追跡のおそれのある方の一時保護委託先ともなっています。そのような居所等の厳重な秘匿を要する方と、居所等を秘匿とする必要性が薄く、むしろ社会とのつながりを維持することが必要な方とを同じ施設内で支援することの難しさがあります。また、令和6年4月に施行される「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準」では、経過措置として既存の施設は改築までは、居室の定員は、4人以下という従前の基準によることができるとされていますが、原則は1人となり、一人あたりの居室の面積も2倍となります。こうした状況も踏まえ

て、施設における支援の在り方などを検討していく必要があります。

- 女性自立支援施設の退所者に対しては、入所していた施設が食生活、健康管理、金銭管理等の日常生活に関する相談や行政機関等への同行支援を行っています。退所者が地域での生活を継続するためには、施設からの支援が重要です。（再掲）

【今後の取組】

- 女性自立支援施設の職員の確保、育成、定着を図るため、経験年数や研修の受講状況等に応じて、処遇改善を行い、キャリアアップ制度を構築できるよう支援していきます。
- 女性自立支援施設における支援について、居所等の厳重な秘匿を要する方と、秘匿とする必要性が薄い方等、それぞれの利用者のニーズに合わせた生活環境整備や、原則個室化、全国から入所可能な都外の女性自立支援施設の活用について、施設入所以外の地域のサービスやサポートの利用も含めて検討していきます。
- 女性自立支援施設を退所した方が、地域社会で継続して安定した生活を営めるよう、自立に必要な相談、援助を行う女性自立支援施設を支援します。（再掲）

オ 女性相談支援員等の支援者に対する研修の充実

【課題】

- 対象者が抱える課題は複雑化・多様化・複合化しているため、支援者には、多様な分野の幅広い知識が求められますが、知識等を習得する機会が十分ではありません。

【今後の取組】

- 女性相談支援センター職員、女性相談支援員、女性自立支援施設職員等に対して、階層別の研修や相談援助技術の向上のための実践的な研修を実施することで、女性支援に関わる職員の資質の向上を図っていきます。また、民間団体の職員も必要な研修に参加できるよう対応していきます。
- 配偶者等暴力被害者支援にあたる職員が配偶者等暴力被害への知識や理解を深め、被害の早期発見や適切な支援ができるように研修を実施します。
- 区市町村の配偶者等暴力被害者からの相談体制を強化することを目的に、区市町村の女性相談支援員のレベルアップを図る講座や性暴力に関する研修を実施します。

カ 民間団体等との協働の推進

【課題】

- 東京では、配偶者等からの暴力等の被害者や性暴力や性的虐待、性的搾取等による

性的な被害者、生活困窮者、若年女性、特定妊婦、外国籍の方等に対して、多様な民間団体が支援を行っており、困難な問題を抱える女性に最適な支援を提供するためには、行政と民間団体等との協働が欠かせません。

- 民間団体等は、人材育成や行政との連携、精神的な課題を抱える方などよりきめ細かな対応等が必要なケースへの対応、継続的な運営等に課題を抱えている場合もあります。

【今後の取組】

- 地域の支援関係者の連携等を深めるとともに、個別の対象者について情報共有を行い、支援内容や支援の方向性の協議を行うため、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層からなる支援調整会議を設置します。
- 行政と民間団体等との協働を推進するため、支援調整会議で、協働して支援した事例などを共有していきます。
- 女性相談支援センター職員、女性相談支援員、女性自立支援施設職員等に対して、階層別の研修や相談援助技術の向上のための実践的な研修を実施することで、女性支援に関わる職員の資質の向上を図っていきます。また、民間団体の職員も必要な研修に参加できるよう対応していきます（再掲）。
- 都は配偶者暴力被害者等を支援する民間シェルター等が行う先進的な取組を助成するなど、民間団体と連携して被害者等の支援の充実を図ります（再掲）。
- 都は、民間団体と協働して、SNS を活用した相談や繁華街での見回り等のアウトリーチ支援、一時的な居場所の提供等を行います（再掲）。
- 家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、都は、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う民間団体を支援していきます（再掲）。
- 緊急に保護を求める外国人女性に対する保護体制の充実を図るため、都は、外国人女性の緊急保護を実施する民間団体等を支援します（再掲）。

キ 支援調整会議の設置及び基本計画策定の推進

【課題】

- 困難な問題を抱える女性は、福祉、保健医療、子育て、住まい、教育その他、多岐にわたる分野の行政による支援や民間団体が行う支援を必要とする場合もあり、行政機関同士、行政機関と民間等との協働・連携・情報の共有を十分に行えるような体制の構築が必要です。
- 区市町村は、支援対象者にとって身近な相談機関であり、支援に必要となりうる児童福祉、ひとり親福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制

度の実施主体です。庁内の関連部署が円滑に連携できるように取り組むことや女性相談支援員を適切に配置するなど区市町村の相談支援体制を充実することが重要です。また、精神的な課題を抱える女性や性的な被害等を受けた女性を支援するためには、地域の精神科や産婦人科の医療機関、警察や民間団体等との協働・連携も重要です。地域ごとに、医療機関や民間団体等などの社会資源等の在り方も異なります。困難な課題を抱える女性への支援を推進するためには、区市町村が地域の実情を踏まえて、法の規定により、基本方針に即して基本計画の策定に努め、区市町村の支援体制の構築を着実に進める必要があります。

【今後の取組】

- 地域の支援関係者の連携等を深めるとともに、個別の対象者について情報共有を行い、支援内容や支援の方向性の協議を行うため、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層からなる支援調整会議を設置します。
- 都内全域で困難な課題を抱える女性への相談支援体制の強化・充実を図るため、区市町村における支援調整会議の設置や地域の実情を踏まえた女性相談支援員の適切な配置、基本計画の策定がすべての区市町村で進むよう働きかけていきます。
- 各自治体で支援調整会議の設置が進むよう、好事例を展開します。

コラム 民間団体とともに取り組む当事者を中心にした支援の取組

(記事掲載予定)

コラム 「すずらん・ネット会議」を立ち上げました

- 豊島区は、令和 3 年 1 月に、コロナ禍で顕在化した若年女性の「生きづらさ」を「たしかな支援」につなげる全庁横断「すずらんスマイルプロジェクト」をスタートし、全国初となる防災備蓄用品を活用した生理用品の配布など、先進的若年女性支援の取組みを進めるなかで、令和 6 年 4 月の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行に先駆け、支援調整会議の全国初若年女性版試行モデルとして、令和 5 年 10 月、民間支援団体との情報交換・連絡調整を目的とした「すずらん・ネット会議」を立ち上げました。
- 以前も、民間支援団体との意見交換会の開催や個々の連携した取り組みは行っていましたが、「すずらん・ネット会議」をきっかけに、「顔が見える関係」を構築することで、「行政と民間支援団体が一体となって若年女性支援を進めていく」という意識がより一層醸成されるとともに、団体間における物資や相談ネットワークの連携、居場所やシェルターの相互活用も行われています。また、会議では、お互いの活動を具体的に理解することで、より連携を深めたいと見学会や勉強会などの要望も寄せられています。
- 会議には、区で若年女性に関する相談や支援事業を行う所管の責任者や担当者も出席していますが、区の相談窓口で、対象年齢外になったなどの理由で相談が継続できない相談者を、民間支援団体につなぐことで「切れ目のない相談支援」を行うことができたという事例もあります。
- 今後も各々の強みを生かしながら、生きづらさを抱えた若年女性を適切な支援につなげられるよう、連携を強化していきます。



ク 配偶者等暴力対策の実施

【課題】

- 困難な問題を抱える女性として、配偶者等暴力被害者も法の支援の対象に含まれており、女性相談支援センターは配偶者暴力相談支援センターとしての役割も果たしています。また、女性相談支援員は、配偶者等暴力被害者の相談に応じ必要な支援を行っており、女性自立支援施設は、配偶者等暴力被害者の保護を行うことができる施設として位置づけられています。配偶者等暴力被害者については、加害者が追及することにより危害を加えられる危険性が高いといった特有の事情も踏まえつつ、支援を行う必要があります。
- 都では、配偶者等暴力被害者への支援は、東京ウィメンズプラザ、女性相談支援センターや自治体が設置している配偶者暴力相談支援センター、女性相談支援員が中心となり行っています。

【今後の取組】

- 配偶者暴力対策ネットワーク会議を開催し、都及び区市町村の関係各機関、医療、司法、人権擁護団体、民間支援団体等の連携を促進し、配偶者暴力対策事業の着実な推進を図ります。
- 民間団体における配偶者等暴力防止等に関する自主的な活動等を支援し、配偶者等暴力防止及び被害者支援を図ります。
- 東京ウィメンズプラザにおいて、配偶者暴力相談支援センター連携会議を開催し、女性相談支援センターや東京ウィメンズプラザ、自治体が独自に設置している配偶者暴力相談支援センターの連携を強化します。

ケ 施策の周知・啓発・広報の実施

【課題】

- 都は、女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる施策についての周知や、性暴力被害、性暴力や性的搾取等の加害防止等に関する教育・啓発等に努める必要があります。

【今後の取組】

- 都の人権相談窓口において、都民から人権に関する相談があった場合に、関係機関とも連携しながら適切な対応・支援の充実を図ります。
- 都政に携わるすべての職員に対して人権意識の高揚を図るための研修を実施し、その中で女性、子供などの人権問題や男女共同参画に対する正しい理解と認識を深めます。

- 人権問題への正しい理解と認識を深めるため、社会教育関係指導者を対象とした人権啓発学習資料に配偶者等暴力や性暴力等の人権問題について掲載するとともに、内容の充実を図ります。
- 性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、各学校において生命（いのち）の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける「生命（いのち）の安全教育」を推進します。
- 関係機関等と連携し、配偶者等暴力・ストーカー、痴漢、盗撮等の被害防止に向けて、注意すべき事項や被害防止のポイント及び被害を受けた際の相談・連絡先を記載したリーフレットを作成・配布するほか、女性が集まる場（大学、専門学校等）での具体的な被害防止講習を開催するなど、広く注意喚起します。
- 痴漢被害のない社会の実現を目指し、庁内プロジェクトチームを軸に官民連携で事業を実施します。
- 若年層に交際相手からの暴力に関する相談窓口があることを知ってもらうため、デートDV啓発カードを作成し、都内の全高校1年生及び関係機関等に配布し広く周知を図ります。
- 「わかさば」の対面相談会場において、性や健康に関する講演イベントを開催し、中高生等へ知識の啓発を図ります。
- 都民及び関係機関の理解を深めるため、配偶者等暴力の防止に係るパンフレットや相談窓口を案内するPRカード等の啓発資料を作成し、様々な機会を活用して配布します。
- 「女性に対する暴力をなくす運動」期間等の機会を捉えて都の広報紙やホームページ、SNS等を活用し広く都民への啓発を行います。
- 都民を対象に、配偶者等暴力被害に対する正しい知識と理解を促進するための講演会を開催します。
- 女性の被害防止に向け、注意事項等をまとめたリーフレットを作成し、大学や専門学校生等に配布します。また、女性を狙った犯罪被害を防止するための具体的対処要領について専門講師を派遣する講習会を実施します。
- 現場に居合わせた第三者が、犯罪を見てみぬふりをせず、さりげない行動により被害を未然に防止し、社会全体で女性に対する犯罪を許さないという社会気運の醸成を図る啓発を実施します。

3 推進体制

(1) 計画の推進

本計画は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画推進委員会(仮称)を設置して、推進していきます。

(2) 区市町村や民間団体等との連携・協働の推進

地域の支援関係者の連携等を深めるとともに、個別の対象者について情報共有を行い、支援内容や支援の方向性の協議を行うため、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層からなる支援調整会議を設置し、関係機関等との連携・協働を推進していきます。

4 評価と公表

困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画推進委員会(仮称)において、毎年、基本計画に定めた施策の進捗状況を以下に掲げる指標の達成状況や第2章「都における困難な問題を抱える女性への支援の現状」に掲載した事項の直近の数値を参考に評価し、それぞれの取組について必要な見直しを行います。また、その結果について公表します。

【指標】

指標	現状(令和4年度)	目標(令和10年度)
女性相談支援センターが行う個別ケース検討会議に本人が参加する割合	(令和6年度以降集計)	増やす
一時保護委託先の数	7か所	増やす
女性相談支援センターが実施する研修に参加した女性相談支援員の数	女性相談支援センター： 28人 区市、西多摩福祉事務所、 支庁の女性相談支援員： 207人	増やす
協働する民間団体数	—	増やす
法に基づく基本計画を策定している区市町村数	—	全区市町村
支援調整会議を設置している区市町村数	—	全区市町村

資料編

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する計画」に関する調査及びヒアリング(概要) (概要)

【調査概要】

○一時保護した方及び婦人保護施設入所者には、女性相談センター又は婦人保護施設を通じて調査票を配布し、調査票を入れるボックスを設置して回収。区市町村及び民間団体には、都から調査票を配布し、対象者が都に提出

対象	回答数	調査期間	主な調査内容
一時保護した方 (調査期間の間に保護を解除した方)	17 名 (対象者 23 名)	令和 5 年 10 月 11 日～10 月 24 日 保護場所：女性相談センター 都内婦人保護施設 5 か所 (追加調査) 令和 5 年 10 月 30 日～11 月 9 日 保護場所：女性相談センター	・一時保護利用前の説明や支援 ・一時保護所での生活や支援 ・同伴児童への支援等
婦人保護施設入所者 (調査期間に入所していた方)	67 名 (対象者 82 名)	令和 5 年 10 月 11 日～10 月 24 日 入所先：都内婦人保護施設 5 か所	・婦人保護施設の入所が決定まで ・婦人保護施設的环境 ・婦人保護施設における支援等
区市町村	62 区市町村	令和 5 年 10 月	・民間団体や医療機関との連携 ・婦人相談員に関すること ・支援調整会議の設置等
民間団体	1 団体	令和 5 年 10 月～12 月	・支援を行う上での課題 ・関係機関との連携状況・課題等

【ヒアリング概要】

○ヒアリング票を事前に配布し、施設等への訪問又はオンラインでヒアリングを実施
 婦人保護施設退所者のうち1名及び民間団体のうち4団体については、計画検討委員会でヒアリングを実施

対象	ヒアリング数等	実施時期等	主な調査内容
婦人保護施設退所者	5名 (都内の婦人保護施設各1名)	令和5年11月 場所：婦人保護施設 1名は第2回計画検討委員会(10月)	・婦人保護施設での生活や支援 ・施設退所後の生活や支援等
婦人保護施設	6施設 (都内の施設及び全国から入所者を受け入れている都外にある施設)	令和5年11月 場所：婦人保護施設	・一時保護委託 ・施設への入所(措置決定) ・施設の支援等
婦人相談員	4名 (2区、2市)	令和5年11月 オンラインで実施	・一時保護 ・婦人保護施設への入所 ・女性相談センターに求める支援等
女性相談センター	2か所 (女性相談センター本所、女性相談センター多摩支所)	令和5年11月 場所：本所、多摩支所	・一時保護 ・施設への入所(措置決定) ・人材育成
民間団体等	14団体等 (無料低額宿泊所、自立援助ホーム、更生施設、母子生活支援施設、その他民間団体10団体)	令和5年10月～11月 場所：施設等又はオンラインで実施	・支援を行う上での課題 ・関係機関との連携状況・課題等

東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画
検討委員会設置要綱

令和5年7月21日5福祉子育第190号福祉局長決定

(目 的)

第1条 東京都における困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第52号）第8条に規定する都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画の内容に関する検討を行うことを目的として、「東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 困難な問題を抱える女性の現状、課題及び基本目標
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援の内容及び支援体制
- (3) その他、困難な問題を抱える女性への支援に関し必要な事項

(構 成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 次に掲げる者のうち、福祉局長が委嘱する者

ア 学識経験者

イ 婦人相談員

ウ 区市町村職員

エ 弁護士

オ 精神科医療機関関係者

- (2) 次に掲げる職にある者

ア 東京都女性相談センター所長

イ 東京ウィメンズプラザ所長

ウ 東京都児童相談センター次長

エ 警視庁生活安全総務課ストーカー対策室室長

オ 東京都社会福祉協議会女性支援部会部会長

2 委員には委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、委員の互選により決定し、副委員長は委員長の指名による。

4 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(定足数)

第4条 委員会は、委員の半数の出席をもって成立する。

(招集等)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会は、委員長が必要と認めるときは委員以外の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は令和5年7月25日から令和6年3月31日までとする。

(幹事)

第7条 委員会における検討の補助を行うため、福祉局長は、都職員のうちから幹事を指名する。

2 幹事は、委員会に出席し、検討に必要な情報を提供するものとする。

(会議の公開)

第8条 委員会は、原則として非公開とする。ただし、委員長が認めるときは、公開とすることができる。

2 会議録等は、原則として公開するものとする。ただし、委員長が公開しないことを適当と認める事項については、非公開とすることができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は福祉局子供・子育て支援部育成支援課に置く。

2 委員会の庶務は事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

「東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画検討委員会」委員及び幹事名簿

委員

	氏 名	所 属
委員長	湯澤 直美	立教大学コミュニティ福祉学部 教授
副委員長	新保 美香	明治学院大学社会学部 教授
委員	熊谷 真弓	東京都社会福祉協議会女性支援部会部会長
委員	婦人相談員	江東区 (令和5年7月25日から令和6年1月25日まで)
委員	婦人相談員	台東区 (令和6年1月26日から令和6年3月31日まで)
委員	婦人相談員	狛江市
委員	藤掛 博行	新宿区福祉部生活福祉課長
委員	吉田 徳史	国立市政策経営部市長室室長
委員	塩塚 高明	警視庁生活安全部生活安全総務課ストーカー対策室長 (令和5年7月25日から令和5年9月3日まで)
委員	野村 剛	警視庁生活安全部生活安全総務課ストーカー対策室長 (令和5年9月4日から令和6年3月31日まで)
委員	番 敦子	弁護士
委員	長瀬 幸弘	医療法人社団 東京愛成会 高月病院院長
委員	高岸 聡子	東京都女性相談センター所長
委員	大塚 浩子	東京ウィメンズプラザ所長
委員	木村 総司	東京都児童相談センター次長

幹事

竹内 純子	生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課長
桜井 壮太郎	生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課長
山本 理	生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課長
小澤 優輝	住宅政策本部住宅企画部企画担当課長
尾關 桂子	住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課長
中村 真志	福祉局企画部企画政策課長
熊谷 陽太	福祉局企画部政策推進担当課長
畑中 和夫	福祉局生活福祉部企画課長
新倉 吉和	福祉局子供・子育て施策推進担当部長
吉川 千賀子	福祉局子供・子育て支援部企画課長
岡本 香織	福祉局子供・子育て支援部育成支援課長
谷山 倫子	福祉局子供・子育て支援部調整担当課長
瀬川 裕之	福祉局障害者施策推進部企画課長
川野 裕介	保健医療局企画部福祉保健医療連携推進担当課長
石島 英樹	産業労働局雇用就業部就業施策調整担当課長
小川 謙二	教育庁総務部教育政策課長